

## 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案参照条文目次

民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）	1
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）	1
法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）（抄）	1
郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）（抄）	2
公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十八号）による改正前の郵便貯金法（抄）	9
証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）	9
郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）（抄）	10
郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）（抄）	12
簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）（抄）	20
簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成四年法律第五十四号）による改正前の簡易生命保険法（抄）	43
国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第一百七十七号）（抄）	43
簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第四百四十五号）（抄）	44
簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第十八号）（抄）	44
簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第十号）（抄）	44
簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十七号）（抄）	45
簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十四号）（抄）	45
簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第四十一号）（抄）	45
簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第五十九号）（抄）	45
簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第二十二号）（抄）	46
有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）（抄）	46
金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）（抄）	46

簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第五十号）（抄）	47
郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律第七十二号）（抄）	51
簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成四年法律第五十四号）（抄）	52
簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成五年法律第五十七号）（抄）	52
簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成六年法律第五十九号）（抄）	53
保険業法（平成七年法律第五十号）（抄）	53
郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律（平成八年法律第七十二号）（抄）	53
資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十号）（抄）	54
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）（抄）	54
独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三十三号）（抄）	55
日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）（抄）	57
信託業法（平成十六年法律第五百五十四号）（抄）	57
公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十八号）（抄）	58
会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）	58

民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（一般の先取特権）

第三百六条 次に掲げる原因によつて生じた債権を有する者は、債務者の総財産について先取特権を有する。

一 共益の費用

二 四（略）

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）

第一条 銀行其ノ他ノ金融機関（政令ヲ以テ定ムルモノニ限ル以下金融機関ト称ス）ハ他ノ法律ニ拘ラズ内閣総理大臣ノ認可ヲ受ケ信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第一項ニ規定スル信託業及次ニ掲グル業務（政令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク以下信託業務ト称ス）ヲ営ムコトヲ得

一 信託業法第二条第八項ニ規定スル信託契約代理業

二 信託業法第二条第十項ニ規定スル信託受益権販売業（第四条第三項ニ於テ信託受益権販売業ト称ス）

三 財産ノ管理（受託スル信託財産ト同ジ種類ノ財産ニ付次項ノ信託業務ノ種類及方法ニ規定スル信託財産ノ管理ノ方法ト同ジ方法ニ依リ管理ヲ行フモノニ限ル）

四 財産ニ関スル遺言ノ執行

五 会計ノ検査

六 財産ノ取得、処分又ハ貸借ニ関スル代理又ハ媒介

七 次ニ掲グル事項ニ関スル代理事務

イ 第三号ニ掲グル財産ノ管理

ロ 財産ノ整理又ハ清算

ハ 債権ノ取立

ニ 債務ノ履行

・（略）

法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）（抄）

第三条 政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない。ただし、財務大臣（地方公共団体のする保証契約にあつては、総務大臣）の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでない。

## 郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四号）（抄）

第二条（郵便貯金の実施） 郵便貯金の業務は、この法律の定めるところにより、日本郵政公社（以下「公社」という。）が行う。

第六条（印紙税の免除） 郵便貯金に関する書類には、印紙税を課さない。

第七条（郵便貯金の種類） 郵便貯金は、次の六種とする。

一 通常郵便貯金 預入及び払戻しについて特別の条件を付けないもの

二 積立郵便貯金 一定の据置期間を定め、一定の金額をその期間内毎月一回集金に依りて預入するもの

三 定期郵便貯金 一定の据置期間を定め、分割払戻しをしない条件で一定の金額を一時に預入するもの

四 定期郵便貯金 一定の預入期間を定め、その期間内には払戻しをしない条件で一定の金額を一時に預入するもの

五 住宅積立郵便貯金 沖縄県の区域における自己の居住の用に供する住宅の建設若しくは購入、その住宅の建設若しくは購入及びこれに付随する土地若しくは借地権の取得又はその住宅の改良につき、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条

第六項の規定の適用のある資金の貸付けを受け、かつ、必要な資金を貯蓄する目的で、一定の据置期間を定め、一定の金額をその期間内毎月一回預入するもの

六 教育積立郵便貯金 自己又はその親族が教育（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等専門学校又は大学

その他これらに準ずる教育施設において行われる教育をいう。）を受け、ことにつき、国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第十八条第二号又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けを受け、かつ、必要な資金を貯蓄する目的で、一定の据置期間を定め、一定の金額をその期間内毎月一回預入するもの

前項の据置期間及び預入期間は政令で定め、預入金額は公社が定める。

第八条（団体取扱い） 公社は、簡易な手続による郵便貯金の団体取扱いをする。

前項の団体取扱いにおいては、公社の定めるところにより、団体に属する者が、その団体の代表者の名義で、又は取りまとめ人を通じて各別の名義で、郵便貯金をすることができるものとする。

第十条（貯金総額の制限） 貯金総額は、一の預金者ごとに、住宅積立郵便貯金及び次項に規定する郵便貯金に係るものを除き千万円、住宅積立郵便貯金につき五十万円を超えてはならない。ただし、次に掲げる法人その他の団体のうちその主たる事務所が一般の金融機関（預金又は貯金の受入れを業とする者をいう。）がない市町村の区域として総務大臣が告示する区域に所在するものについては、この限りでない。

一 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一第一号の表に掲げる法人

二 労働組合、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八八条の二第一項の職員団体及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第一項の職員団体（これらの組合その他の団体のうち、前号に該当するものを除く。）

三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条に規定する社会福祉事業を営むる営利を目的としない団体（前二号に該当するものを除く。）

勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条第一項第一号、第二項第一号及び第四項第一号に規定する契約に係る郵便貯金に係る貯金総額は、一の預金者ごとに、これらの郵便貯金につき五百五十万円、これらの郵便貯金のうち同条第二項第一号に規定

する契約に係るものにつき三百八十五万円を超えてはならない。

前項に規定する郵便貯金に係る貯金総額は、住宅積立郵便貯金及び同項に規定する郵便貯金に係る貯金総額を除く貯金総額が第一項に規定する制限額に満たない場合には、その差額の範囲内で、前項に規定する制限額を超えることができる。

第十一条（貯金の減額） 貯金総額が前条に規定する制限額を超えたときは、公社は、その旨を預金者に通知する。

前項の規定による通知があつたときは、預金者は、貯金総額を制限額以内に減額しなければならない。

第一項の規定により通知を發した日から一箇月以内に預金者が前項の規定による減額をしないときは、公社は、制限額以内に減額するのに必要な限度において、その貯金の一部で国債証券を購入保管する。

前項の規定により購入保管した国債証券については、公社は、預金者の請求により、その売却の取扱いをする。

第十一条の二（資産管理機関等の郵便貯金に関する特例） 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第七項第一号口に規定する資産管理機関又は同条第五項に規定する連合会若しくは同法第六十一条第三号に規定する事務の受託者（信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。）に限る。）（以下「資産管理機関等」という。）が同法第二十五条第一項（同法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定による運用の指図に係る同法第二十五条第四項（同法第七十三条において準用する場合を含む。）に規定する措置としてする郵便貯金については、当該郵便貯金のうち当該運用の指図により指図された額に相当する部分を当該運用の指図をした者の郵便貯金とみなして、前二条の規定を適用する。この場合において、当該運用の指図をした者の郵便貯金とみなされた部分の一部で前条第三項の規定により国債証券を購入保管したときは、当該国債証券については、同条第四項の規定は適用せず、当該資産管理機関等の請求により当該資産管理機関等に引き渡すものとする。

第十二条（貯金の利率） 郵便貯金には、公社の定める貯金の利率の決定方針に基づき公社が定める利率によつて、利子を付ける。

第十二条の二（定期郵便貯金の利率の特例） 要介護者（常時の介護を要する寝たきりの状態その他の障害の状態にある者であつて総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）が公社の定めるところにより預入する定期郵便貯金には、前条の規定にかかわらず、同条の規定により公社が定める利率に、要介護者の事情を勘案するとともに当該利率にも配慮して公社が定める率を加えた利率によつて、利子を付けることができる。

第十三条（利子の計算） 郵便貯金の利子は、預入の月（通常郵便貯金及び定期郵便貯金にあつては、預入の日。次項において同じ。）からこれを付ける。

払戻金に相当する貯金には、払渡し（払戻証書を発行するときは、その発行。以下この項において同じ。）の月（通常郵便貯金及び定期郵便貯金にあつては、払渡しの日）の利子を付けない。預入の月において払渡しがあつたときも、同様とする。

通常郵便貯金、積立郵便貯金、住宅積立郵便貯金及び教育積立郵便貯金の十円未満の端数には、利子を付けない。

第十四条（郵便貯金通帳及び郵便貯金証書の交付） 公社は、通常郵便貯金、積立郵便貯金、住宅積立郵便貯金又は教育積立郵便貯金の預金者には郵便貯金通帳（以下通帳という。）を、定額郵便貯金又は定期郵便貯金の預金者には郵便貯金証書（以下貯金証書という。）を交付する。

第十六条（通帳の冊数の制限） 預金者は、次に掲げる場合を除いては、二冊以上の通帳をもつて預入をしてはならない。

一 団体取扱いの郵便貯金をするとき。

二 確定拠出年金法第二条第七項第一号口に規定する資産管理機関又は同法第六十一条第三号に規定する事務の受託者（信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。）に限る。）が同法第二十五条第四項（同法第七十三条において準用する場合を含む。）に規定す

る措置として通常郵便貯金をするとき。

三 通常郵便貯金の種類の区分として公社の定めるものについて、二以上の区分にわたり通常郵便貯金をするとき。

四 積立郵便貯金又は教育積立郵便貯金をするとき。

五 団体取扱いの郵便貯金、通常郵便貯金、積立郵便貯金、住宅積立郵便貯金及び教育積立郵便貯金のうち二以上の郵便貯金をするとき。  
第十八条（通帳及び貯金証書の再交付） 公社は、次に掲げる場合において預金者の請求があるときは、通帳又は貯金証書を再交付する。

一 預金者が通帳又は貯金証書を亡失したとき。

二 通帳又は貯金証書が汚染され、又はき損されたため記載事項が分からなくなつたとき。

三 通帳に余白がなくなつたとき。

第二十四条（譲渡制限） 郵便貯金に関する預金者の権利は、左の場合に限り、これを譲り渡すことができる。但し、当該郵便貯金を担保として第六十四条の規定による貸付けがされているときは、この限りでない。

一 親族に譲り渡すとき。

二 遺言によつて譲り渡すとき。

第二十九条（貯金に関する権利の消滅） 第四十条の二第一項の規定により貯金の預入又は一部払戻しの取扱いをしないこととされた通常郵便貯金について、その後十年間その貯金の全部払戻しの請求（同条第二項の規定により貯金の全部払戻しの請求とみなされるものを含む。）がない場合において、公社がその預金者に対し貯金の処分をすべき旨を催告し、その催告を発した日から二月以内になお貯金の処分の請求がないときは、その貯金に関する預金者の権利は、消滅する。

第三十条（利用の制限及び業務の停止） 公社は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な業務の遂行を確保するため必要があるときは、郵便局を指定し、かつ、期間を定めて、郵便貯金の利用を制限し、又は業務の一部を停止することができる。

第三十一条（非常取扱い） 公社は、天災その他非常の災害があつた場合において、その災害を受けた預金者の緊急な需要を充たすため必要があるときは、公社の定めるところにより、郵便局を指定し、かつ、期間を定めて、郵便貯金に関し便宜の取扱いをすることができる。  
第三十一条の二（郵便貯金の特別な取扱い及びその料金） 公社は、郵便貯金の取扱い又は郵便貯金の利用に密接に関連する役務で預金者の便益を高めるものを提供する取扱いをすることができる。

前項の規定による取扱いについては、預金者は、公社の定める料金を、公社の定めるところにより、納付しなければならない。

第三十一条の三（料金の還付） 前条第一項の取扱いに関する既納の料金は、次に掲げるものに限り、これを納付した預金者の請求により還付する。

一 過納又は誤納の料金

二 郵便貯金に関する業務に従事する者の過失によつて同条第一項の取扱いの全部若しくは一部をしなかつた場合又は郵便貯金に関する業務に従事する者の過失によつてこれと同様の結果を生じた場合におけるその取扱いの料金の額又はその範囲内において公社の定める額

前項の請求は、その料金を納付した時から一年を経過したときは、これをすることができない。

第三十二条（預入金額の最低制限） 通常郵便貯金の一度の預入金額は、公社の定める場合を除いて、十円以上でなければならない。

第三十三条（預入の証明） 通常郵便貯金の預入は、その金額を通帳に記入して、これを証明する。

第三十六条（一部払もどしに関する制限） 預金者は、通常郵便貯金の一部払もどしの場合には、元金に加えられていない利子の払もどし

を請求することができない。

第三十七条（払戻金の払渡し） 通常郵便貯金の払戻金の払渡しは、公社の定める場合を除いて、通帳の提示を受け、又は公社の発行する払戻証書と引換えに行う。

公社の定める郵便局においては、払戻金の払渡しにつき、預金者の申出があるときは、現金の交付に代えて、公社の定めるところにより、当該払渡しに係る郵便局を支払人とする小切手を振り出す。

第三十八条（払戻証書の有効期間） 払戻証書の有効期間は、その発行の日から六箇月とする。

預金者が、その責に帰すべからざる事由により、前項の有効期間内に払戻金の払渡しの請求をすることができなかつたときは、その事由により請求をすることができなかつた日数は、これを同項の有効期間に算入しない。

第三十九条（払戻証書の再交付） 公社は、次に掲げる場合において預金者の請求があるときは、払戻証書を再交付する。

一 預金者が払戻証書を亡失したとき。

二 払戻証書が汚染され、又はき損されたため記載事項が分からなくなつたとき。

三 払戻証書の有効期間が経過したとき。

第四十条（払もどし金に関する権利の消滅） 払もどし証書の有効期間の経過後三年間払もどし証書の再交付の請求がないときは、その払もどし証書に記載された金額の貯金に関する預金者の権利は、消滅する。

第四十条の二（十年間預入、払戻し等のない通常郵便貯金の取扱い） 十年間貯金の預入及び払戻しがなく、かつ、通帳の再交付に係る請求その他公社の定める取扱いがない通常郵便貯金については、第七条第一項第一号の規定にかかわらず、貯金の預入又は一部払戻しの取扱いをしない。

前項に規定する通常郵便貯金について、通帳の再交付に係る請求その他公社の定める請求又は届出があつたときは、貯金の全部払戻しの請求があつたものとみなして、公社の定めるところにより貯金を払い渡す。

第四十五条（払戻制限） 積立郵便貯金においては、その据置期間が経過した後でなければ、貯金を払い戻すことができない。ただし、公社は、預金者の申出があつた場合において、預金者の生計困難等のため特にその必要があると認めるときは、据置期間内でも貯金を払い渡すことができる。

前項但書の場合には、一部払もどしの取扱をしない。

第一項但書の場合には、第三十七条乃至第四十条の規定を準用する。

第四十八条（預入金の合併預入） 郵便局長は、預金者の請求に因り、積立郵便貯金について、同時に二回分以上の預入金を預入させることができる。

第四十九条（集金取扱の停止） 積立郵便貯金の預金者が一年内に三回以上預入をしなかつたときは、郵便局長は、集金の取扱を停止することができる。

第五十条（預入を取り扱わない地域） 離島その他交通不便の地域で公社の指定する地域においては、積立郵便貯金の預入の取扱いをしない。

第五十一条（準用規定） 積立郵便貯金には、第三十三条の規定を準用する。

第五十一条の二（据置期間が経過した積立郵便貯金） 積立郵便貯金は、その据置期間が経過したときは、通常郵便貯金のうちその経過したとき以後における預金者の利便を勘案して公社が定める種類のもの（以下「通常貯金」という。）となる。

・ (略)

第一項の場合には、公社は、その積立郵便貯金の通帳によつては、貯金の預入又は一部払戻しの取扱いをしない。

第五十二条(払戻制限) 定額郵便貯金においては、その据置期間が経過した後でなければ、貯金を払い戻すことができない。ただし、公社は、預金者の申出があつた場合において、預金者の生計困難等のため(割増金品を付ける取扱いをする定額郵便貯金にあつては、天災その他非常の災害を受けた預金者の緊急な需要を充たすため)特にその必要があると認めるときは、据置期間内でも貯金を払い渡すことができる。

(略)

第五十五条(払戻金の払渡し) 定額郵便貯金の払戻金の払渡しは、公社の定める場合を除いて、貯金証書又は公社の発行する払戻証書と引換えに行う。

定額郵便貯金の払いもどし金の払渡しについては、第三十七条第二項の規定を準用する。

第五十六条(準用規定) 定額郵便貯金には、第三十三条及び第三十八条から第四十条までの規定を準用する。この場合において、第三十三条中「通帳」とあるのは、「貯金証書」と読み替えるものとする。

第五十七条(十年が経過した定額郵便貯金) 定額郵便貯金は、預入の日から起算して十年が経過したときは、通常貯金となる。

・ (略)

第一項の場合には、公社は、その定額郵便貯金の貯金証書によつては、貯金の預入又は一部払戻しの取扱いをしない。

第一項の規定により通常貯金となつた貯金の全部払戻して第二項の規定による通帳の交付の請求前ものについては、第三十七条の規定を適用せず、第五十五条の規定を準用する。

第五十八条(預入期間が経過した定期郵便貯金) 定期郵便貯金は、その預入期間が経過したときは、通常貯金となる。ただし、公社の定めるところにより、預入期間が経過したときに払戻金をその払渡しに代えて新たな定期郵便貯金の預入に充てる取扱い(以下「継続預入の取扱い」という。)をすべきこととされた定期郵便貯金については、この限りでない。

前項本文の場合には、前条第二項から第五項までの規定を準用する。

第五十九条(準用規定) 定期郵便貯金については、第三十三条及び第四十五条の規定を準用する。この場合において、第三十三条中「通帳」とあるのは「貯金証書」と、第四十五条第一項中「据置期間」とあるのは「預入期間」と、同条第三項中「第三十七条乃至第四十条」とあるのは「第三十八条から第四十条まで及び第五十五条」と読み替えるものとする。

第六十条(適格預金者のあつせん) 公社は、沖縄振興開発金融公庫から沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けようとする住宅積立郵便貯金の預金者で公社の定める要件を満たしているものに対しては、その貸付けを受けることについて沖縄振興開発金融公庫へのあつせんを行う。

第六十二条(据置期間の経過後二年が経過した住宅積立郵便貯金) 住宅積立郵便貯金は、その据置期間の経過後二年が経過したときは、通常貯金となる。

前項の場合には、第五十一条の二第二項から第四項までの規定を準用する。

第六十三条(準用規定) 住宅積立郵便貯金については、第三十三条、第三十六条から第四十条まで、第四十五条第一項及び第二項並びに第四十八条の規定を準用する。

第六十三条の二(適格預金者のあつせん) 公社は、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から国民生活金融公庫法第十八条第二号

又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けを受けようとする教育積立郵便貯金の預金者で公社の定める要件を満たしているものに対しては、その貸付けを受けることについて国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあつせんを行う。

第六十三条の三（据置期間の経過後四年が経過した教育積立郵便貯金） 教育積立郵便貯金は、その据置期間の経過後四年が経過したときは、通常貯金となる。

前項の場合には、第五十一条の二第二項から第四項までの規定を準用する。

第六十三条の四（準用規定） 教育積立郵便貯金については、第三十三条、第三十六条から第四十条まで、第四十五条第一項及び第二項並びに第四十八条の規定を準用する。

第六十四条（預金者に対する貸付け） 公社は、預金者の生活上の必要を満たすため、積立郵便貯金、定額郵便貯金又は定期郵便貯金の預金者に対し、当該郵便貯金（定期郵便貯金にあつては、継続預入の取扱いにより当該定期郵便貯金の払戻金をもつて預入に充てられたものを含む。）を担保として貸付けをするものとする。

第六十五条（貸付金の金額の制限） 前条の規定による貸付金の金額は、貸付けを受けようとする預金者が担保とする積立郵便貯金、定額郵便貯金又は定期郵便貯金の当該貸付けの申込みの日における現在高に十分の九を乗じて得た額に相当する金額を超えてはならず、その総額は、一の預金者ごとに政令で定める額を超えてはならない。

前条の規定による貸付金の総額が前項に規定する制限額を超えたときは、公社は、その旨を当該貸付けを受けた預金者に通知する。

前項の規定による通知があつたときは、預金者は、当該貸付金の総額が第一項に規定する制限額以内の金額となるように当該貸付金の一部を返還しなければならない。

第二項の規定により通知を發した日から一箇月以内に当該預金者が前項の規定による返還をしないときは、公社は、貸付金のうちその貸付けにより貸付金の総額が第一項に規定する制限額を超えることとなつたもの及びその利子に係る債務の弁済の期限を繰り上げ、当該貸付金の担保とされた郵便貯金を当該債務の弁済に充当するものとする。この場合において、当該郵便貯金に関する契約は、消滅する。

第六十六条（貸付期間及び利率） 第六十四条の規定による貸付金の貸付期間は政令で定め、その貸付金の利率は公社の定める貸付金の利率の決定方針に基づき公社が定める。

第六十六条の二（貸付けの更新） 第六十四条の規定による貸付金の貸付期間が満了する場合において、公社の定めるところにより、預金者から当該貸付けの更新の請求及び当該貸付金の利子に係る債務の弁済（次項において「更新請求等」という。）があつたときは、当該貸付金の貸付期間が満了する日に、当該貸付金及びその利子に係る債務の弁済があり、かつ、当該貸付金と同額の新たな同条の規定による貸付けをしたものとみなす。

前項の規定により預金者が行う更新請求等は、第六十四条の規定による貸付金及びその利子に係る債務の弁済（同項の規定により当該貸付金及びその利子に係る債務の弁済とみなされるものを除く。）が行われるまでの間について、政令で定める回数を限度としてすることができるものとする。

第六十七条（準用規定） 第六十四条の規定による貸付けについては、第三十七条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「払戻金の払渡し」とあるのは「貸付金の交付」と、「当該払渡し」とあるのは「当該交付」と読み替えるものとする。

第六十八条（法定弁済） 第六十四条の規定による貸付金の貸付期間内に当該貸付けの担保とされた郵便貯金の払戻し（継続預入の取扱いに係る払戻しを除く。）の請求があつたときは、当該払戻金の金額は当該郵便貯金のその時における現在高からその時における当該貸付

金及びその利子の合計額に相当する金額を控除した金額とし、当該貸付金及びその利子に係る債務の弁済の期限はその時となるものとし、その控除された金額はその債務の弁済に充当される。

第六十四条の規定による貸付金の貸付期間が経過した場合において、その時まで貸付金及びその利子に係る債務の弁済がないときは、当該貸付けの担保とされた郵便貯金は、当該貸付金及びその利子に係る債務の弁済に充当される。この場合において、当該郵便貯金に関する契約は、消滅する。

第六十九条（地方公共団体に対する貸付け等） 公社は、総務省令で定めるところにより、地方公共団体に対し貸付けをし、又は地方債の取得（応募又は買入れの方法による取得を除く。）をするものとする。

（貯金の利率の決定方針）

第七十条 公社は、第十二条に規定する貯金の利率の決定方針を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の貯金の利率の決定方針を定め又は変更する場合には、市場金利を勘案するほか、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

一 （略）

二 郵便貯金事業における支出がその収入によつて償われるものであること。

三 一般の金融機関の預金の利率

3 公社は、第一項の認可を受けた貯金の利率の決定方針に基づき利率を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 総務大臣は、第一項の規定により認可をした貯金の利率の決定方針が経済事情の変動その他の事由により第二項の規定の趣旨に照らして著しく不適當となつたと認められる場合には、公社に対し、貯金の利率の決定方針を変更すべきことを命ずることができる。

5 総務大臣は、第三項の規定により届け出られた利率が第一項の貯金の利率の決定方針に照らして不適當であると認められる場合には、政令で定めるところにより、公社に対し、その利率を変更すべきことを命ずることができる。

（料金）

第七十一条 公社は、第三十一条の二第二項に規定する郵便貯金の特別な取扱いに関する料金を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定により届け出られた料金が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、公社に対し、その料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、預金者の利便を阻害するおそれがあるものであるとき。

二 特定の預金者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

三 一般の金融機関との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

（貸付金の利率の決定方針）

第七十二条 公社は、第六十六条に規定する貸付金の利率の決定方針を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の貸付金の利率の決定方針を定め又は変更する場合には、第十二条の規定により定められた利率及び貸付けを受ける預金者の利便を勘案しなければならない。

3 公社は、第一項の認可を受けた貸付金の利率の決定方針に基づき利率を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 総務大臣は、第一項の規定により認可をした貸付金の利率の決定方針が経済事情の変動その他の事由により第二項の規定の趣旨に照らして著しく不相当となつたと認められる場合には、公社に対し、貸付金の利率の決定方針を変更すべきことを命ずることができる。

5 総務大臣は、第三項の規定により届け出られた利率が第一項の貸付金の利率の決定方針に照らして不相当であると認められる場合には、公社に対し、その利率を変更すべきことを命ずることができる。

(協議)

第七十三条 総務大臣は、第七十条第一項の認可をしようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣に協議しなければならない。

2 前項の内閣総理大臣の権限は、金融庁長官に委任する。

(審議会等への諮問)

第七十四条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 (略)

二 第六十九条の総務省令を制定し、又は改正しようとするとき。

三・四 (略)

(総務省令への委任)

第七十五条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

### 公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十八号）による 改正前の郵便貯金法（抄）

第六十条（適格預金者のあつせん） 公社は、住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から住宅金融公庫法第十七条第一項、第二項、第五項、第十一項若しくは第十二項又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けようとする住宅積立郵便貯金の預金者で公社の定める要件を満たしているものに対しては、その貸付けを受けることについて住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあつせんを行う。

### 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

第二条 (略)

(略)

この法律において「証券取引所」とは、第八十条第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けて有価証券市場を開設する証券会員制

法人又は株式会社をいう。

32 (略)

### 郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）（抄）

- 第二条（郵便為替の実施） 郵便為替の業務は、この法律の定めるところにより、日本郵政公社（以下「公社」という。）が行う。
- 第五条（印紙税の免除） 郵便為替に関する書類には、印紙税を課さない。
- 第七条（郵便為替の種類） 郵便為替は、普通為替、電信為替及び定額小為替とする。
- 第八条（普通為替） 普通為替においては、公社は、受け入れた為替金の額を表示する普通為替証書を発行してこれを差出人に交付し、差出人が指定する受取人（その指定がないときは、普通為替証書の持参人）に普通為替証書と引換えに為替金を払い渡す。
- 第九条（電信為替） 電信為替においては、公社は、為替金を受け入れたときは、必要な通知を電信で行つた上、差出人の指定に従い、為替金の額を表示する電信為替証書を発行してこれを差出人の指定する受取人に送達し、電信為替証書と引換えに受取人に為替金を払い渡し、又は為替金の額に相当する現金を、為替金として、差出人の指定する受取人に交付し、若しくは送達することにより払い渡す。
- 第十条（定額小為替） 定額小為替においては、公社は、受け入れた定額の為替金の額を表示する定額小為替証書を発行してこれを差出人に交付し、差出人が指定する受取人（その指定がないときは、定額小為替証書の持参人）に定額小為替証書と引換えに為替金を払い渡す。
- 前項の定額の為替金額は、一万円を超えない範囲内で公社が定める。
- 第十一条（交換決済による払渡し） 前三条の規定は、為替金を手形交換所における交換決済により払い渡すことを妨げない。
- 第十二条（為替金に関する権利の譲渡） 為替金に関する受取人の権利は、差出人が受取人を指定しない普通為替及び定額小為替に関するものを除いては、銀行その他公社の定める金融機関（以下「銀行等」という。）以外の者に譲り渡すことができない。
- 為替金に関する受取人の権利の銀行等への譲渡は、当該為替金に係る普通為替証書又は定額小為替証書を銀行等に引き渡さなければ、これをもつて公社その他の第三者に対抗することができない。
- 前項の譲渡には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百六十七条及び第四百六十八条の規定を適用しない。
- 第十六条（普通為替証書及び電信為替証書の金額の制限） 普通為替証書及び電信為替証書の金額は、一枚につき、百万円（業務の遂行上支障がない場合にあつては、五百万円）以下とする。
- 第十七条（郵便為替の料金） 郵便為替の差出人は、公社が定める料金を納付しなければならない。
- 第十九条（料金の還付） 郵便為替に関する既納の料金は、次のものに限り、これを納付した者の請求により還付する。
- 一 過納又は誤納の料金
  - 二 電信為替において、郵便為替に関する業務に従事する者の過失によつて普通為替によつたのと同様の結果を生じた場合における当該為替金額に対する電信為替の料金と普通為替の料金との差額
  - 三 前号に掲げるものを除いて、郵便為替に関する業務に従事する者の過失によつて請求に係る取扱いその他の公社の定める郵便為替に関する取扱いの全部若しくは一部をしなかつた場合又は郵便為替に関する業務に従事する者の過失によつてこれと同様の結果を生じた

場合におけるその取扱いの料金の額又はその範囲内において公社の定める額

前項の請求は、その料金を納付した時から一年を経過したときは、これを行うことができない。

第二十条（郵便為替証書の有効期間） 郵便為替証書（普通為替証書、電信為替証書又は定額小為替証書をいう。以下同じ。）の有効期間は、その発行の日から六箇月とする。

差出人又は受取人が、その責に帰すべからざる事由により、前項の有効期間内に為替金の払渡し又は払戻しの請求をすることができなかつたときは、その事由により請求をすることができなかつた日数は、これを同項の有効期間に算入しない。

第二十一条（郵便為替証書の再交付） 公社は、次の場合において、郵便為替の差出人又は受取人の請求があるときは、郵便為替証書を再交付する。

- 一 普通為替証書又は電信為替証書を亡失したとき。
  - 二 郵便為替証書が汚染され、又はき損されたため記載事項が分からなくなつたとき。
  - 三 郵便為替証書の有効期間が経過したとき。
- 第二十二条（為替金に関する権利の消滅） 郵便為替証書の有効期間の経過後、普通為替及び電信為替にあつては三年間、定額小為替にあつては一年間、郵便為替証書の再交付又は為替金の払もどしの請求がないときは、為替金に関する差出人及び受取人の権利は、消滅する。
- 第二十五条（証書送達） 差出人の請求があるときは、普通為替証書を受取人に送達する。

（略）

前二項の規定による取扱いについては、差出人は、公社の定める額の料金を納付しなければならない。

第二十七条（普通為替証書の記載事項の訂正） 普通為替証書の記載事項の訂正は、差出人の請求によつてする。

第三十条（払渡済みの通知） 差出人の請求があるときは、為替金を払い渡したときにその旨を差出人に通知する。

前項の規定による取扱いについては、差出人は、公社の定める額の料金を納付しなければならない。

第三十一条（払渡済みの調査） 差出人の請求があるときは、公社において為替金が払渡済みであるかどうかを調査してその結果を差出人に通知する。

公社は、前項の規定による取扱いをするときは、公社の定める額の料金を徴収することができる。

第三十二条（払戻し） 差出人の請求があるときは、普通為替証書と引き換えに為替金を当該差出人に払い戻す。

普通為替証書を亡失した場合、普通為替証書が汚染され、若しくはき損されたため記載事項がわからなくなつた場合又は普通為替証書の有効期間が既に経過している場合において、為替金がまだ払い渡されていないときは、前項の規定にかかわらず、為替金を払い戻す。

第三十五条の二（通信文） 差出人の請求があるときは、公社の定めるところにより、通信文を受取人に伝達する。

前項の規定による取扱いについては、第三十条第二項の規定を準用する。

第三十六条（為替金の払渡しに関する事項の訂正） 差出人の払渡しに関する事項の訂正の請求がある場合には、公社は、為替金をまだ払い渡していないときは既に受け入れた為替金の払渡しに関する事項につき必要な訂正を行った上、為替金を払い渡し、為替金を既に払い渡した後であるときはその旨を差出人に通知する。

前項の規定による取扱いをする場合においては、第三十一条第二項の規定を準用する。

第三十七条（払渡しの停止） 差出人の払渡しの停止の請求がある場合には、公社は、為替金をまだ払い渡していないときは為替金の払渡しを停止し、為替金を既に払い渡した後であるときはその旨を差出人に通知する。

前項の規定に基づく払渡しは、差出人の請求があるときは、これを解除する。

前二項の規定による取扱いをする場合においては、第三十一条第二項の規定を準用する。

第三十八条（準用規定） 電信為替については、第二十六条及び第三十条から第三十三条までの規定を準用する。この場合において、第二十六条及び第三十二条中「普通為替証書」とあるのは「電信為替証書」と、第二十六条中「指定」とあるのは「指定（為替金の払渡方法の指定を含む。）」と、同条及び第三十三条第一項中「普通為替」とあるのは「電信為替」と、第二十六条中「郵便為替の料金（前条第三項の料金を含む。）」とあるのは「郵便為替の料金」と、「引換金の額」とあるのは「引換金の額又は受取人に交付し、若しくは送達すべき引換金の額」と読み替えるものとする。

第三十八条の二（準用規定） 定額小為替については、第二十七条及び第三十二条の規定を準用する。

定額小為替証書を亡失した場合においては、前項において準用する第三十二条第二項の規定にかかわらず、当該定額小為替証書の有効期間内は、為替金の払戻しをしない。

## 郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）（抄）

第二条（郵便振替の実施） 郵便振替の業務は、この法律の定めるところにより、日本郵政公社（以下「公社」という。）が行う。

第五条（印紙税の免除） 郵便振替に関する書類には、印紙税を課さない。

第七条（業務の態様） 郵便振替においては、加入者のために口座を設けて、左の取扱をする。

一 加入者又は加入者でない者の払い込む金額を口座に受け入れること。

二 加入者の口座から加入者の指定する他の口座へ預り金の振替をすること。

三 加入者の口座の預り金を払い出して、その加入者又はその他の者に払出金を払い渡すこと。

第八条（口座の名称） 口座は、加入者の氏名（法人の場合にはその名称。以下本条において同じ。）を以てその名称とする。

加入者の商号、屋号その他氏名以外の名称は、公社の定めるところにより、公社の承認を受けて、これを口座の名称として使用することができる。

第十条（代理署名人） 加入者の指定する代理署名人は、加入者に代つて、振替及び払出しの請求その他公社の定める請求又は届出をすることができる。

代理署名人は、一人に限る。

第十一条（参加署名人） 参加署名人は、一人に限る。

第十二条（法人でない団体の代表者） 法人でない団体の郵便振替においては、その団体の代表者一人を定めなければならない。

前項の郵便振替に関する権利義務については、その代表者を加入者とみなす。

第十三条（郵便振替に関する加入者の権利の譲渡） 郵便振替に関する加入者の権利は、公社の承認を受けて、これを譲り渡すことができる。

前項の規定による譲渡があつたときは、譲受人は、譲渡人が当該口座に関し公社に対して負う義務を承継する。

第十八条（払込み、振替及び払出しの料金） 払込み、振替及び払出しの料金は、公社が定める。

第十九条（払込み及び払出しの料金の免除） 加入者が、公社の定めるところにより、自己の口座に払込みをし、又は自己を受取人に指定して現金払の請求をする場合には、前条の料金を免除する。

前項の場合において、当該加入者が払出金に関する受取人の権利を譲り渡したときは、前条に規定する払出しの料金をその加入者から徴収する。

第二十条（料金徴収方法） 払込みの料金は払込人からこれを徴収し、振替及び払出しの料金は預り金を払い出す口座の預り金から控除してこれを徴収する。

払込み又は振替の料金（第二十八条第二項に規定する料金を含む。以下この項において同じ。）をその払込金又は振替金を受け入れる口座の加入者が負担する旨を表示した払込書又は払出書によりする払込み又は振替の料金及び加入者が自己の口座に払込みをする場合における払込みの料金は、当該口座の預り金から控除してこれを徴収する。第二十七条第一項ただし書の公社の定める場合において、払込金又は振替金を受け入れる口座の加入者から、公社の定めるところにより、当該料金を負担する旨の申出があるときも、同様とする。

払込、振替及び払出しの料金以外の郵便振替に関する料金は、加入者から徴収する場合には加入者の口座の預り金から控除してこれを徴収することができる。

代金引換の取扱において郵便物の差出人の指定に従い郵便局において引換金を当該差出人の口座に払い込んだ場合における払込の料金は、当該口座の預り金から控除してこれを徴収する。

第二十一条（料金の還付） 郵便振替に関する既納の料金は、次のものに限り、これを納付した者の請求により還付する。

一 過納又は誤納の料金

二 郵便振替に関する業務に従事する者の過失によつて請求に係る取扱いその他の公社の定める郵便振替に関する取扱いの全部若しくは一部をしなかつた場合又は郵便振替に関する業務に従事する者の過失によつてこれと同様の結果を生じた場合におけるその取扱いの料金の額又はその範囲内において公社の定める額

前項の請求は、その料金を納付した時から一年を経過したときは、これをすることができない。

第二十二条（利用の制限及び業務の停止） 公社は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な業務の遂行を確保するため必要があるときは、郵便局を指定し、かつ、期間を定めて、郵便振替の利用を制限し、又は業務の一部を停止することができる。

第二十三条（非常取扱い） 公社は、天災その他非常の災害があつた場合において、その災害を受けた加入者又は受取人の緊急な需要を充たすため必要があるときは、公社の定めるところにより、郵便局を指定し、かつ、期間を定めて、郵便振替に関し、料金を免除し、又は便宜の取扱いをすることができる。

第二十三条の二（寄附金の送金のための払込み及び振替の料金の免除） 公社は、天災その他非常の災害があつた場合には、総務省令で定めるところにより、地方公共団体、共同募金会、共同募金会連合会その他公社の定める法人又は団体の口座（当該法人又は団体の申請により公社の指定するものに限る。次項において同じ。）に対してする当該災害の被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための払込み及び振替につき、その料金を免除することができる。

公社は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事業を行う法人又は団体であつて公社の定めるものの口座に対してする当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的とする寄附金の送金のための払込み及び振替につき、その料金を免除することができる。

- 一 社会福祉の増進を目的とする事業
- 二 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業

三 地球環境の保全を図るために行う事業

第二十四条（口座の開設） 公社は、郵便振替の加入の申込みがあつた場合においてこれを承諾したときは、口座を開設する。

第二十五条（加入の制限） 前条の申込みをした者が第五十六条第一項第一号から第三号までの事由により除名された者であるときは、公社は、口座を開設しないことができる。

第二十七条（払込み、振替及び払出しに使用する書類） 払込みは、払込書をもつて、振替の請求は、払出書をもつて、払出しの請求は、払出書又は小切手をもつてこれをしなければならぬ。ただし、公社の定める場合は、この限りでない。

払込書、払出書及び小切手には公社の発行する用紙を使用しなければならない。ただし、払込書の用紙及び公社の定める払出書の用紙は、公社の定める様式に従い、これを私製することができる。

前項の用紙は、公社の定めるところにより、無償で払込人又は加入者に交付する。

第二十八条（通信文） 払込人又は加入者は、公社の定めるところにより、払込金若しくは振替金を受け入れる口座の加入者又は払出金の受取人への通信文の通知を請求することができる。

公社は、請求により前項の通知を行うときは、公社の定める額の料金を徴収することができる。

第二十九条（現在高を超える小切手の振出しの禁止） 加入者は、口座の現在高を超えて小切手を振り出すことができない。

第三十条（受払通知） 口座に払込金若しくは振替金を受け入れ又は口座から預り金を払い出したときは、公社の定めるところにより、その受払高又は口座の現在高をその加入者に通知する。

第三十一条（特殊取扱等） 公社は、公社の定めるところにより、次に掲げる特殊取扱を実施する。

一 払込み、振替又は払出しに関する書類の送達又は通知について、特別に速やかに到達させる方法その他公社の定める特別な方法によりする取扱い

二 払込金額、振替金額その他の口座への受入れに関する事項を証明し、その証明に係る書類を払込金又は振替金を受け入れる口座の加入者に交付し、又は送達する取扱い

三 振替金額、払出金額その他の口座からの払出しに関する事項を振替金を受け入れる口座の加入者又は払出金の受取人に通知する取扱い

四 前三号に掲げる取扱いに準ずるもの

公社は、前項に規定するもののほか、公社の定めるところにより、郵便振替の利用に密接に関連する役務でその利用上の便益を高めるものを提供する取扱いであつて次に掲げるものを実施することができる。

一 払込人又は払込金若しくは振替金を受け入れる口座若しくは預り金を払い出す口座を特定するために必要な事項を電磁的方式によつて記録したカードを発行する取扱い

二 口座の名称その他の口座への受入れに関する事項を払込書の用紙に表示する取扱い

三 前二号に掲げる取扱いに準ずるもの

第一項の規定による特殊取扱及び前項の規定による取扱いについては、公社の定める額の料金を納付しなければならない。

第三十二条（払込み） 払込みにおいては、公社は、払込人の指定する口座に払込金を受け入れる。

第三十五条（払込みの取消し） 払込人から払込みの取消しの申出があつた場合には、公社は、払込金をまだ口座へ受け入れていないときは払込金を払込人に還付し、払込金を既に口座に受け入れた後であるときはその旨を払込人に通知する。

会社は、前項の規定による取扱いをするときは、会社の定める額の料金を徴収することができる。

第三十六条（振替） 振替においては、会社は、加入者の請求により、当該加入者の口座から預り金を払い出して、これを加入者の指定する他の口座に受け入れる。

第三十七条（振替の請求の取消し） 振替の請求をした加入者から振替の請求の取消しの申出があつた場合には、会社は、預り金をまだ払い出していないときは払出しをせず、預り金を既に払い出した後でまだ他の口座へ受け入れていないときは払い出した金額を当該加入者の口座に戻し入れ、払い出した預り金を既に他の口座に受け入れた後であるときはその旨を加入者に通知する。

前項の規定による取扱いをする場合には、第三十五条第二項の規定を準用する。

第三十七条の二（定期継続振替） 定期に継続してその口座の預り金をもつて電気事業、ガス事業又は水道事業の料金その他会社の定める料金の支払をする加入者で会社の定める基準に適合するものは、この節で定めるところにより、定期に継続してする振替（以下「定期継続振替」という。）の取扱いを受けることができる。

第三十七条の三（振替） 定期継続振替においては、会社の定めるところにより、前条に規定する料金を支払う加入者が、当該料金を収納する加入者と協議して会社に申出をし、会社において、その申出に基づき、当該料金を収納する加入者からの当該料金の支払の催告に応じて、当該料金の額に相当する金額を当該申出をした加入者の口座の預り金から払い出し、これを当該料金を収納する加入者の口座に受け入れる。

定期継続振替の料金は、前項の規定により預り金を受け入れる口座の預り金から控除して徴収する。

第三十七条の四（振替ができない場合の通知） 会社は、前条第一項の催告を受けた場合において、口座の現在高の不足により当該催告に係る料金の額に相当する金額を当該料金を支払う加入者の口座の預り金から払い出すことができないときは、その旨を当該料金を収納する加入者に通知する。

第三十七条の五（定期継続振替の取扱いの廃止） 第三十七条の三第一項の申出をした加入者から定期継続振替の取扱いの廃止の申出があつた場合においては、第三十七条の規定を準用する。

第三十八条（払出し） この法律に特別の定めのあるもののほか、払出しは現金払及び小切手払とする。

現金払においては、会社は、加入者の請求により、当該加入者の口座から預り金を払い出し、次に掲げる方法により、当該加入者の指定する受取人に払出金を払い渡す。

一 払出金額及び受取人を表示する払出証書を発行して、これを受取人に送達し、又は加入者に交付し、その払出証書と引換えにその額に相当する現金を交付する方法

二 会社の定めるところにより払出金額に相当する現金を受取人に交付する方法

三 会社の定めるところにより払出金額に相当する現金を受取人に送達する方法  
小切手払においては、会社の定めるところにより、加入者が振り出した小切手の提示があつたときに、その小切手金額を当該加入者の口座の預り金から払い出し、その小切手と引換えに小切手金額の現金を払い渡す。

前二項の規定は、払出金を手形交換所における交換決済により払い渡すことを妨げない。

第三十八条の二（払渡方法の変更） 会社は、前条第二項第二号に掲げる方法による現金払において、受取人の請求があるときは、同項第一号又は第三号に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法については、会社において払出証書を送達する場合に係るものに限る。）による払渡しの取扱いをする。ただし、その請求後に受取人の所在不明その他の事由により払出金を払い渡すことができなくなつた場合におい

て第四十三条の規定によりその払出金を口座に戻し入れることとなるときは、この限りでない。

前項の規定による取扱いについては、受取人から公社の定める額の料金を徴収する。この場合において、当該料金の徴収は、払出証書に表示すべき金額又は受取人に送達すべき金額から控除することにより行う。

第三十九条（払出証書の金額の制限） 払出証書の金額は、一枚につき、千五百万円以下とする。ただし、加入者が自己を受取人に指定してする現金払の請求に対して発行する払出証書については、この限りでない。

第四十条（払出金の払渡しの停止） 現金払の請求をした加入者から払出金の払渡しの停止の請求がある場合には、公社は、払出金をまだ払い渡していないときは払出金の払渡しを停止し、払出金を既に払い渡した後であるときはその旨を加入者に通知する。

前項の規定に基づく払渡しの停止は、加入者の請求があるときは、これを解除する。

前二項の規定による取扱いをする場合には、第三十五条第二項の規定を準用する。

第四十一条（払出しの請求の取消し） 現金払の請求をした加入者から払出しの請求の取消しの申出があつた場合には、公社は、預り金をまだ払い出していないときは払出しをせず、預り金を既に払い出した後で払出金をまだ払い渡していないときは払い出した金額を口座に戻し入れ、払出金を既に払い渡した後であるときはその旨を加入者に通知する。

前項の規定による取扱いをする場合においては、第三十五条第二項の規定を準用する。

第四十二条の二（払渡済み等の通知） 現金払の請求の際加入者が請求したときは、払出金を払い渡したときにその旨を当該加入者に通知する。

現金払の請求の際加入者が請求したときは、公社の定める期間を経過しても払出金をまだ払い渡していないときにその旨を当該加入者に通知する。

前項の規定による取扱いのほか、加入者が請求したときは、当該請求後に当該加入者の口座の預り金から現金払の請求により払い出された払出金のうち公社の定める期間を経過してもまだ払い渡していないものについて、公社の定める期間ごとに、当該加入者に通知する。

前三項の規定による取扱いについては、公社の定める額の料金を納付しなければならぬ。

第四十二条の三（払渡済みの調査） 現金払の請求をした加入者の請求があるときは、公社において払出金が払渡済みであるかどうかを調査してその結果を当該加入者に通知する。

前項の規定による取扱いについては、第三十五条第二項の規定を準用する。

第四十三条（払出金の戻入れ） 受取人の所在不明その他の事由により払出金を払い渡すことができないとき、又は第四十二条の場合において受取人が当該証書の発行の日から公社の定める期間内に出頭しないときは、その払出金を口座に戻し入れる。

第四十四条（返戻受払） 公社は、払出しを請求した加入者の請求があるときは、当該加入者が他人を受取人に指定して払出しを請求した場合における払出証書で当該受取人から交付されたものによつて、当該加入者に払出金を払い渡し、又はその口座に払出金を戻し入れる。

第四十五条（払出金に関する権利の譲渡） 払出金に関する受取人の権利は、銀行その他公社の定める金融機関（以下「銀行等」という。）以外の者にこれを譲り渡すことができない。

払出金に関する受取人の権利の銀行等への譲渡は、当該払出金に係る払出証書を銀行等に引き渡さなければ、これをもつて公社その他の第三者に対抗することができない。

前項の譲渡には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百六十七条及び第四百六十八条の規定を適用しない。

第四十八条（払出証書の有効期間） 払出証書の有効期間は、その発行の日から六箇月とする。

加入者又は受取人が、その責に帰すべからざる事由により、前項の有効期間内に払出金の払渡し又は戻入れの請求をすることができなかつたときは、その事由により請求をすることができなかつた日数は、これを同項の有効期間に算入しない。

第四十九条（払出証書の再交付） 公社は、次に掲げる場合において、払出しを請求した加入者又は受取人の請求があるときは、払出証書を再交付する。

一 払出証書が亡失されたとき。

二 払出証書が汚染され、又はき損されたため記載事項が分からなくなつたとき。

三 払出証書の有効期間が経過したとき。

第五十条（払出金等に関する権利の消滅） 払出証書の有効期間の経過後三年間、払出証書の再交付又は払出の請求の取消がないときは、その払出証書に表示された金額に関する加入者及び受取人の権利は消滅する。

第五十一条（簡易払） 定期に多数の払出しの請求をする加入者で公社の定める基準に適合するものは、公社の承認を受けて、この節の定めるところにより、簡易な払出し（以下簡易払という。）の取扱いを受けることができる。

第五十二条の三（払出し） 簡易払においては、加入者の請求により、公社の定めるところにより、当該加入者の指定する受取人に対する支払通知書を発行し、当該支払通知書と引換えにこれに表示された金額の現金を当該受取人に払い渡し、その払い渡した金額を当該加入者の口座の預り金から払い出す。

第五十二条の四（支払通知書の金額の制限） 支払通知書の金額は、一枚につき、三十万円以下とする。

第五十二条の五（払出金の払渡し等） 公社は、支払通知書に記載された払渡しの期間の経過後は、当該支払通知書に係る払出金の払渡しをしない。ただし、不可抗力によつて払い渡すことができなかった場合その他公社の定める特別な事由がある場合は、この限りでない。

前項の払渡しの期間は、公社が定める。

支払通知書が汚染され、又はき損されたため、その記載事項のうち公社の定める事項が分からなくなつたときも、第一項本文と同様とする。

支払通知書は、再交付しない。

第一項又は第三項の規定により支払通知書に係る払出金が払い渡されないこととなつた場合においては、当該支払通知書の発行は、初からなかつたものとみなす。

第五十二条の六（簡易払の取扱いを受ける預り金の計算上の特例） 簡易払の取扱いを受ける口座につき第五十二条の三の規定による支払通知書の発行があつた場合には、当該口座に係る振替、払出し（当該支払通知書に係るものを除く。）又はその後の支払通知書の発行については、当該発行の日から公社の定める期間内に限り、当該発行に係るすべての支払通知書に表示された金額の合計額から当該支払通知書により当該口座の預り金から既に払い出された払出金額の合計額を控除した金額は、当該口座の預り金から既に払い出されたものとして取り扱う。

前項の規定は、第二十九条の規定に基づく小切手の振出しの禁止に係る口座の現在高の計算について準用する。

第五十条の七（準用規定） 簡易払の払出金については、第三十八条第四項及び第四十五条の規定を準用する。この場合において、第三十八条第四項中「前二項」とあるのは、「第五十条の三」と読み替えるものとする。

第五十一条（電波利用料の払出し） 郵便振替の加入者たる電波利用料（電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第三百三条の二第四項に規定する電波利用料をいう。以下この項において同じ。）を納付すべき者が当該電波利用料をその口座の預り金をもつて納付すべき旨を

申し出たときは総務省の内部部局として置かれる局で電波利用料に関する事務を所掌するもの（次項において「電波利用料主管局」という。）からの電波利用料の納付の催告に応じて、電波利用料の額に相当する金額をその口座の預り金から払い出す。

前項の規定による払出しの料金は、電波利用料主管局において、これを納付する。

第五十二条（国税の払出し） 郵便振替の加入者たる国税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号に規定する国税をいう。以下この項において同じ。）を納付すべき者が当該国税をその口座の預り金をもつて納付すべき旨を申し出たときは、同法第三十四条の二第一項の依頼による納付書の送付に応じて、国税の額に相当する金額をその口座の預り金から払い出す。

前項の規定による払出しの料金は、国税庁において、これを納付する。

第五十二条の二（国民年金の保険料の払出し） 郵便振替の加入者たる国民年金の保険料（国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第八十七条第一項に規定する保険料をいう。以下この項において同じ。）を納付すべき者が当該保険料をその口座の預り金をもつて納付すべき旨を申し出たときは、社会保険庁からの保険料の納付の催告に応じて、保険料の額に相当する金額をその口座の預り金から払い出す。

前項の規定による払出しの料金は、社会保険庁において、これを納付する。

第五十四条（脱退の申出） 加入者は、郵便振替を脱退しようとするときは、公社にその旨を申し出なければならぬ。

加入者は、前項の規定により申し出た後は、振替若しくは払出を請求し、又は小切手を振り出すことができない。

第五十五条（口座の閉鎖） 加入者から脱退の申出があつたときは、公社は、口座を閉鎖して、脱退を申し出た者の指定に従い、預り金残額を他の口座に振り替え、又は公社の定めるところによりその者を受取人として預り金残額を払い渡す。

第五十六条（除名） 公社は、次の場合には、加入者を除名することができる。

一 加入者が第二十九条の規定に違反したとき。

二 当該口座の預り金（第五十条の六第一項の規定により当該口座の預り金から既に払い出されたものとして取り扱われる金額があるときは、当該金額を控除した金額）の不足により、振替、払出し又は第五十条の三の規定による支払通知書の発行ができなかつたとき。

三 加入者が料金の納付を怠り、又は不法に料金を免れるような行為をしたとき。

四 三年間当該口座への払込み及び当該口座からの払出しがなかつたとき。

前項の規定による除名があつたときは、公社は、口座を閉鎖して、除名された加入者を預り金残額の受取人として預り金残額を表示する払出証書を発行し、その払出証書と引換えにこれに表示された金額の現金を払い渡す。

第五十七条（準用規定） 第五十五条及び前条第二項に規定する預り金残額については、第四十五条の規定を準用する。

第五十八条（公金に関する郵便振替） 公社は、公金に関する郵便振替として、地方公共団体又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定により地方公共団体の収納若しくは支払の事務を取り扱う金融機関若しくは地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の規定により地方公営企業の業務に係る出納事務の一部を取り扱う金融機関を加入者とし、当該加入者が払い込み、又は振替を請求する場合を除いては、公社の定めるところにより地方税、分担金、使用料その他当該地方公共団体の徴収金の納付のための払込金又は振替金のみを当該口座に受け入れるための取扱いをする。

第六十条（払込み及び振替） 公金に関する郵便振替の口座への払込みは、当該口座の加入者又は市町村若しくはその組合若しくは第五十八条の金融機関がする場合を除いては、第二十七条第一項の規定にかかわらず、納税通知書その他公社の定める納入に関する書類をもつてこれをしななければならない。

公金に関する郵便振替の口座への振替を請求する場合には、当該口座の加入者又は市町村若しくはその組合若しくは第五十八条の金融機関が請求するときを除いては、払出書に前項に規定する書類を添付しなければならない。

公金に関する郵便振替においては、当該口座の加入者がする場合を除いては、払込の取消及び振替の請求の取消をすることができない。第六十二条（取扱料金の徴収方法） 公金に関する郵便振替の口座の加入者並びに市町村及びその組合並びに第五十八条の金融機関以外の者が当該口座に払い込み又は振替を請求する場合における払込み又は振替の料金は、当該口座の預り金から控除してこれを徴収する。ただし、公社の定めるところにより、当該口座に係る地方公共団体の申出があるときは、当該払込み又は振替の料金（地方税又は電気事業、ガス事業若しくは水道事業の料金その他公社の定める料金の納付のための払込み又は振替の料金を除く。）は、払込人から、又は預り金を払い出す口座の預り金から控除して、これを徴収する。

第六十三条（電気事業等の料金） 第五十八条及び第六十条の規定は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による電気事業者、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）によるガス事業者又は日本放送協会を加入者とし、当該加入者に電気事業若しくはガス事業の料金又は放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第三十二条第二項に規定する受信料を納付するための払込金又は振替金のみを当該口座に受け入れるための取扱いについて、これを準用する。

前項に規定する取扱いに係る口座の加入者以外の者が電気事業者若しくはガス事業の料金又は受信料を納付するため、当該口座に払い込み又は振替を請求する場合における払込み又は振替の料金は、当該口座の預り金から控除して徴収する。

第六十三条の二（公庫等の償還金等） 第五十八条及び第六十条の規定は、国民生活金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫等」という。）、公庫等の業務の一部を代理する金融機関若しくは公庫等から業務の委託を受けた金融機関又は独立行政法人日本学生支援機構を加入者とし、当該加入者に公庫等の貸付けに係る償還金又は独立行政法人日本学生支援機構の貸与に係る返還金を納付するための払込金又は振替金のみを当該口座に受け入れるための取扱いについて、これを準用する。

第六十四条（日本銀行当座預金口座払） 郵便振替の加入者たる銀行その他の公社の定める金融機関は、公社の承認を受けて、当該加入者の口座で郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律（平成十年法律第七十八号）第二条第一項の規定による事務の委託又は同法第四条第一項の規定による事務の受託に係る資金の公社との間の授受に係るものその他公社の定めるものについて、当該加入者が日本銀行において有する当座預金の口座への振込みによる払出し（次項において「日本銀行当座預金口座払」という。）の取扱いを受けることができる。

日本銀行当座預金口座払においては、公社は、前項に規定する加入者の請求により、同項に規定する当該加入者の口座から預り金を払い出し、当該加入者が日本銀行において有する当座預金の口座への払出金の振込みによる方法により払い渡す。

（料金）

第六十五条 公社は、第十八条に規定する払込み、振替及び払出しの料金（第六条第二項に規定する国際郵便振替に係るものを除く。以下この条において同じ。）の上限を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 当該具体的な業務の提供に要する費用、物価その他の経済事情及び少額の送金の利用者の利便を参酌したものであること。

二 一般の金融機関の送金又は債権債務の決済の手数料について配慮したものであること。

3 公社は、第十八条に規定する料金を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする

るときも、同様とする。

4 前項の料金は、第一項の認可を受けた料金の上限の範囲内でなければならない。

5 公社は、第三項に規定するもののほか、郵便振替に関する料金を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

6 総務大臣は、第一項の規定により認可をした料金の上限が経済事情の変動その他の事由により第二項の規定の趣旨に照らして著しく不相当となつたと認められるときは、公社に対し、相当の期間を定めて、料金の上限を変更すべきことを命ずることができる。

7 総務大臣は、第三項又は第五項の規定により届け出られた料金が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、公社に対し、相当の期間を定めて、その料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者の利便を阻害するおそれがあるものであるとき。

二 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

三 一般の金融機関との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

(協議)

第六十七条 総務大臣は、第六十五条第一項の認可をしようとするとき及び同条第六項の命令をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならぬ。

(審議会等への諮問)

第六十八条 総務大臣は、第六十五条第一項の認可をしようとするとき又は同条第六項若しくは第七項の命令をしようとするときは、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。

(総務省令への委任)

第六十九条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第七十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第六十五条第一項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第六十五条第三項若しくは第五項又は第六十六条第一項の規定により総務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をしなかつたとき。

三 第六十五条第六項若しくは第七項又は第六十六条第二項の規定による命令に違反したとき。

### 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)(抄)

(簡易生命保険の実施)

第二条 この法律の規定による生命保険(以下「簡易生命保険」という。)の業務は、日本郵政公社(以下「公社」という。)が行う。(政府保証)

第三条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、簡易生命保険契約(以下「保険契約」という。)に基づく保険金、年金等の支払に係る公社の債務を保証する。

(印紙税の免除)

第四条 簡易生命保険に関する書類には、印紙税を課さない。

(保険契約)

第五条 保険契約においては、公社が保険契約者又は第三者の生死(常時の介護を要する身体障害の状態にあることを含む。)について保険金又は年金を支払うことを約し、保険契約者が公社に保険料を支払うことを約するものとする。

2 保険契約には、次条に規定する簡易生命保険特約を付することができる。ただし、第十三条の財形貯蓄保険の保険契約にあつては、この限りでない。

第六条 簡易生命保険特約(以下「特約」という。)においては、公社が、前条第一項の契約に係る被保険者がかかった疾病及び不慮の事故又は第三者の加害行為(以下「不慮の事故等」という。)により受けた傷害並びにその者の生存について保険金を支払うことを約し、保険契約者が公社に保険料を支払うことを約するものとする。

(保険約款)

第七条 保険契約は、この法律及びこの法律に基づく命令に定めるもののほか、公社が定める簡易生命保険約款(以下「保険約款」という。)による。

(保険の種類)

第八条 簡易生命保険は、終身保険、定期保険、養老保険、家族保険、財形貯蓄保険、終身年金保険、定期年金保険及び夫婦年金保険とする。

(終身保険)

第九条 終身保険とは、被保険者が死亡したことにより、又は被保険者が死亡したことのほかその者の生存中に保険約款の定める期間が満了したことにより、若しくはその者の保険約款の定める常時の介護を要する身体障害の状態(以下「特定要介護状態」という。)が保険約款の定める期間継続したことにより保険金の支払をするものをいう。

(定期保険)

第十条 定期保険とは、保険期間の満了前に被保険者が死亡したことにより、又はその期間の満了前に被保険者が死亡したことのほかその者の生存中に保険期間内の保険約款の定める期間が満了したことにより保険金の支払をするものをいう。

(養老保険)

第十一条 養老保険とは、被保険者の生存中に保険期間が満了し、若しくはその期間の満了前に被保険者が死亡したことにより、又はこれらの事由のほか被保険者の生存中に保険期間内の保険約款の定める期間が満了したことにより保険金の支払をするものをいう。

(家族保険)

第十二条 家族保険とは、一の保険契約において保険契約者(保険契約者の権利義務を第五十九条第二項又は第三項の規定により承継した者を除く。)を主たる被保険者とし、その者の配偶者及び子のうち保険約款の定める者をその余の被保険者とする生命保険であつて、主たる被保険者及び配偶者たる被保険者につき次の事由のうち保険約款の定める事由が発生したことにより、子たる被保険者につき第二号に定める事由が発生したことによりそれぞれ保険金の支払をするものをいう。この場合において、配偶者たる被保険者に係る保険金の支払の事由のうち死亡以外のものは、主たる被保険者の死亡後のものに限るものとする。

一 その者が死亡したこと又はその者が死亡したことのほかその者の生存中に保険約款の定める期間が満了したこと。

二 その者がその保険期間の満了前に死亡したこと又はその者がその期間の満了前に死亡したことのほかその者の生存中に保険期間内の保険約款の定める期間が満了したこと。

三 その者の生存中にその保険期間が満了し、若しくはその期間の満了前にその者が死亡したこと又はこれらの事由のほかその者の生存中に保険期間内の保険約款の定める期間が満了したこと。

2 前項の子は、次に掲げる者に該当しないものでなければならぬ。

一 主たる被保険者について保険金の支払の事由（保険約款の定める期間が満了したことを除く。）の発生後に、出生した者（その支払の事由が発生した当時胎児であつた者を除く。）又は養子となつた者

二 年齢一月未満又は二十年以上の者

三 配偶者のある者

四 主たる被保険者及びその配偶者以外の者の養子となつている者

（財形貯蓄保険）

第十三条 財形貯蓄保険とは、被保険者の生存中の保険期間の満了又は保険契約の効力発生後における不慮の事故その他の勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条第一項第二号八の規定による政令で定める特別の理由を直接の原因とする被保険者の保険期間の満了前の死亡（保険約款の定める条件に該当するものに限る。）により保険金の支払をするものをいう。

（終身年金保険）

第十四条 終身年金保険とは、保険契約の効力が発生した日若しくは被保険者が年金支払開始年齢に達した日から被保険者の死亡に至るまで年金の支払をし、又は当該年金のほか、保険約款の定めるところにより、被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことににより割増年金の支払をするものをいう。

（定期年金保険）

第十五条 定期年金保険とは、保険契約の効力が発生した日若しくは被保険者が年金支払開始年齢に達した日から一定の期間又は保険契約者（保険契約者の保険契約による権利義務を相続により又は第五十九条第一項の規定により承継した者（以下「相続等承継保険契約者」という。）を除く。）が死亡した日から保険期間の満了の日までの期間、被保険者の生存中に限り、年金の支払をするものをいう。

（夫婦年金保険）

第十六条 夫婦年金保険とは、一の保険契約において保険契約者（保険契約者の保険契約による権利義務を第五十九条第二項の規定により承継した者を除く。）を主たる被保険者とし、その者の配偶者（保険約款の定める要件に該当するものに限る。）をその余の被保険者とする生命保険であつて、主たる被保険者につき第一号に掲げる日からその者の死亡に至るまで、配偶者たる被保険者につき第二号に掲げる日からその者の死亡に至るまでそれぞれ年金の支払をし、又は主たる被保険者につき第三号に掲げる日からその者の死亡に至るまで、配偶者たる被保険者につき第四号に掲げる日からその者の死亡に至るまでそれぞれ年金の支払をするものをいう。

一 保険契約の効力が発生した日又は主たる被保険者とその年金支払開始年齢に達した日

二 主たる被保険者とその年金支払開始年齢に達した日以後に死亡した日の翌日又は配偶者たる被保険者とその年金支払開始年齢に達した日若しくは主たる被保険者が死亡した日の翌日のいずれか遅い日

三 保険契約の効力が発生した日以後に配偶者たる被保険者が死亡した日又は主たる被保険者とその年金支払開始年齢に達した日若しくは配偶者たる被保険者が死亡した日のいずれか遅い日

四 保険契約の効力が発生した日以後に主たる被保険者が死亡した日又は配偶者たる被保険者がその年金支払開始年齢に達した日若しくは主たる被保険者が死亡した日のいずれか遅い日

(二)の簡易生命保険を一体として提供する取扱い)

第十七条 簡易生命保険については、次の各号に掲げる二の簡易生命保険を一体として提供することができる。

- 一 終身保険及び終身年金保険で被保険者を同じくするもの
  - 二 終身保険及び定期年金保険で被保険者を同じくするもの
  - 三 養老保険及び定期年金保険で被保険者を同じくするもの
  - 四 家族保険及び夫婦年金保険で主たる被保険者及び配偶者たる被保険者を同じくするもの
- 2 前項第一号の終身年金保険は、被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことにより割増年金を支払うこととする終身年金保険(以下「介護割増年金付終身年金保険」という。)(以外のものでなければならぬ。
- 3 第一項第二号の定期年金保険は、保険契約の効力が発生した日又は被保険者が年金支払開始年齢に達した日から年金の支払をするものでなければならぬ。
- 4 第一項第三号の養老保険は保険約款の定めるところにより保険契約者(相続等承継保険契約者を除く。以下この項において同じ。)(が死亡したことにより将来の保険料の払込みを要しないこととする養老保険(以下「契約者死亡後自動継続養老保険」という。)(でなければならず、同号の定期年金保険は保険契約者が死亡した日から年金の支払をする定期年金保険(以下「契約者死亡後支払開始定期年金保険」という。)(でなければならぬ。
- 5 第一項第四号の家族保険は、主たる被保険者及び配偶者たる被保険者につき第十二条第一項第一号に定める事由が発生したことによりそれぞれ保険金の支払をするものでなければならぬ。
- 6 この法律に別段の定めがある場合を除き、第一項の規定により一体として提供される終身保険及び終身年金保険(以下「終身年金保険付終身保険」という。)(若しくは同項の規定により一体として提供される終身保険及び定期年金保険(以下「定期年金保険付終身保険」という。)(、同項の規定により一体として提供される養老保険及び定期年金保険(以下「定期年金保険付養老保険」という。)(又は同項の規定により一体として提供される家族保険及び夫婦年金保険(以下「夫婦年金保険付家族保険」という。)(については、それぞれ終身保険、養老保険(契約者死亡後自動継続養老保険に関する別段の定めがある場合にあつては、契約者死亡後自動継続養老保険)又は家族保険に関する規定を適用するものとする。

(特約)

第十八条 特約においては、被保険者(家族保険及び夫婦年金保険の保険契約にあつては、主たる被保険者及び保険約款に定める被保険者)がその保険期間中に疾病にかかつたとき、又は不慮の事故等により傷害を受けたときは、保険約款の定めるところにより、次に掲げる事由に対し保険金を支払うほか、保険約款の定めるところにより、被保険者の生存中にその保険期間又は保険約款の定める期間が満了したことに對し保険金を支払う。

- 一 当該疾病又は傷害を直接の原因とする常時の介護を要する身体障害の状態
- 二 当該傷害を直接の原因とする死亡又は身体障害(常時の介護を要する身体障害の状態を除く。)(
- 三 当該疾病又は傷害を直接の原因とする病院又は診療所への入院
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該疾病又は傷害によつて生じた結果

(保険金額)

第二十条 第五条第一項の契約に係る保険金額(財形貯蓄保険の保険契約に係るものを除く。)は、被保険者一人につき、千万円の範囲内において被保険者の年齢を考慮して政令で定める額を超えてはならない。ただし、家族保険の保険契約の効力発生後に当該保険契約の被保険者となる場合については、この限りでない。

2 前項の保険金額には、政令で定める保険契約に係る保険金額のうち政令で定める額は、これを算入しない。

3 特約に係る保険金額は、被保険者一人につき、次に掲げる特約の区分に応じ、それぞれ千万円を超えてはならない。この場合においては、第一項ただし書の規定を準用する。

一 第十八条第一号又は第二号に掲げる事由(同条に規定する保険期間又は保険約款の定める期間が満了したことを含む。)により保険金の支払をする特約

二 第十八条第三号又は第四号に掲げる事由(同条に規定する保険期間又は保険約款の定める期間が満了したことを含む。)により保険金の支払をする特約

第二十一条 保険金額(特約に係るものを除く。)は、保険金の支払事由が複数あるときは、保険約款の定めるところにより、保険金の支払の事由に応じて異なる額とすることができる。この場合において、財形貯蓄保険の保険契約については、被保険者が死亡したことにより支払う場合の保険金額は、保険期間が満了したことにより支払う場合の保険金額の二倍に相当する額を超えてはならない。

2 被保険者が死亡したことにより支払う場合の保険金額(特約に係るものを除く。)は、保険約款の定めるところにより、死亡の原因又は期間の経過に応じて異なる額とすることができる。

第二十二条 家族保険の保険契約(特約に係る部分を除く。)においては、主たる被保険者以外の被保険者が死亡したことにより支払う場合の保険金額は、主たる被保険者が死亡したことにより支払う場合の保険金額(前条第二項の規定により主たる被保険者が死亡したことにより支払う場合の保険金額を死亡の原因に応じて異なる額とする保険契約にあつては、当該異なる額のうち最も多い額とする。)に相当する額を超えない範囲内において、保険約款の定めるところによる。

(財形貯蓄保険の保険料額)

第二十三条 財形貯蓄保険の保険契約においては、保険料払込期間内に払い込むべき保険料の総額は、被保険者一人につき、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四条の二第七項第一号に規定する金額を超えてはならない。

(年金額)

第二十四条 年金の額(終身年金保険付終身保険、定期年金保険付終身保険、定期年金保険付養老保険及び夫婦年金保険付家族保険の保険契約に係るものを含み、介護割増年金付終身年金保険の保険契約にあつては割増年金の額を除き、第七十八条の規定による契約者配当として年金額を増加させる保険契約にあつては当該増加させた額を除くものとする。以下この条から第二十五条までにおいて同じ。)は、保険約款の定めるところにより、一年ごとに年五パーセントの割合を超えない範囲内において逦増させるものとすることができる。

2 年金の額は、被保険者一人につき年額(前項の規定により年金額を逦増させる保険契約にあつては、年金の支払の事由が発生した日(以下「年金支払事由発生日」という。))から始まる一年の期間について支払う年金の年額とする。(九十万円を超えてはならない。)

3 前項の年金の額には、第二十五条の規定による配偶者たる被保険者に係る年金の額は、これを算入しない。

第二十四条の二 介護割増年金付終身年金保険の保険契約においては、割増年金の額は、当該保険契約に係る年金の額(前条第一項の規定により年金額を逦増させる保険契約にあつては、年金支払事由発生日から始まる一年の期間について支払う年金の額)に相当する額を超

えない範囲内において、保険約款の定めるところによる。

第二十五条 夫婦年金保険又は夫婦年金保険付家族保険の保険契約においては、配偶者たる被保険者に係る年金の額は、主たる被保険者に係る年金の額に相当する額を超えない範囲内において、保険約款の定めるところによる。

(財形貯蓄保険の保険契約者の制限)

第二十七条 財形貯蓄保険の保険契約においては、保険契約者は、被保険者で、かつ、勤労者財産形成促進法第二条第一号に規定する勤労者でなければならない。

(第三者を被保険者とする契約)

第二十八条 終身保険、定期保険又は養老保険にあつては第三者の死亡により保険金を支払うことを定める保険契約をし、介護割増年金付終身年金保険にあつては第三者を被保険者とする保険契約をするには、その者の同意がなければならない。

2 終身保険、定期保険、養老保険、終身年金保険又は定期年金保険の保険契約で第三者を被保険者とするものに特約を付する場合には、前項の規定を準用する。

(第三者を保険金受取人とする契約)

第二十九条 終身保険、定期保険又は養老保険の保険契約(特約に係る部分を除く。)においては、第三者を保険金受取人とすることができる。

2 財形貯蓄保険の保険契約においては、被保険者が死亡したことにより保険金を支払う場合の保険金受取人に限り、第三者を保険金受取人とすることができる。

第三十条 保険契約においては、第三者を保険金受取人とする場合又は第三十四条の規定により第三者が年金受取人となる場合においても、保険契約者は、公社に対し保険料を支払わなければならない。

(第三者の利益享受)

第三十一条 保険金受取人又は年金受取人が第三者であるときは、その第三者は、当然保険契約の利益を受ける。

(家族保険の保険契約に係る配偶者の同意等)

第三十二条 家族保険又は配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険(主たる被保険者につき第十六条第三号に掲げる日から、配偶者たる被保険者につき同条第四号に掲げる日からそれぞれ年金の支払をする夫婦年金保険をいう。以下同じ。)の保険契約をするには、被保険者となる配偶者の同意がなければならない。家族保険又は夫婦年金保険の保険契約に配偶者を被保険者とする特約を付する場合も、同様とする。

(家族保険の保険金受取人)

第三十三条 家族保険の保険契約(特約に係る部分を除く。)においては、次の者を保険金受取人とする。

一 主たる被保険者につきその者が死亡したことにより、又は配偶者たる被保険者につきその者の生存中にその保険期間若しくは保険約款の定める期間が満了したことにより保険金を支払う場合にあつては、配偶者たる被保険者

二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、主たる被保険者

2 前項の規定により保険金受取人となる者がいない場合には、次の者を保険金受取人とする。

一 子たる被保険者につきその者の生存中にその保険期間内の保険約款の定める期間が満了したことにより保険金を支払う場合にあつては、配偶者たる被保険者。ただし、配偶者たる被保険者がいないときにあつては、保険金の支払の事由に係る子たる被保険者

二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、保険金の支払の事由に係る被保険者の遺族

3 前項第二号の遺族については、第五十五条第二項から第五項までの規定を準用する。  
4 次の者は、保険金受取人となることができない。

一 配偶者たる被保険者であつて故意に主たる被保険者を殺したもの

二 子たる被保険者であつて故意に主たる被保険者又は配偶者たる被保険者を殺したもの

三 第二項第二号の遺族であつて故意に被保険者、先順位者又は同順位者たるべき者を殺したもの

(年金受取人)

第三十四条 終身年金保険、定期年金保険、終身年金保険付終身保険、定期年金保険付終身保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約においては、被保険者(当該保険契約が確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第二十五条第四項(同法第七十三条において準用する場合を含む。))に規定する措置として締結されたものであるときは、保険契約者)を年金受取人とする。

2 夫婦年金保険又は夫婦年金保険付家族保険の保険契約においては、主たる被保険者(主たる被保険者の死亡後にあつては、配偶者たる被保険者)を年金受取人とする。

(特約の保険金受取人)

第三十五条 特約においては、次の者を保険金受取人とする。ただし、終身年金保険又は定期年金保険の保険契約に付されている特約において、保険契約者が、保険事故が発生する前に、第一号本文に規定する場合の保険金受取人として保険契約者を指定してその旨を公社に對して表示したときは、その表示したところによるものとする。

一 被保険者の死亡に係る保険金を支払う場合にあつては、被保険者が不慮の事故等により傷害を受けた時に死亡したとした場合に被保険者の遺族となる者。ただし、被保険者が不慮の事故等により傷害を受けた時に死亡したとした場合に当該特約に係る主契約(当該特約が付されている保険契約における第五条第一項の契約に係る部分をいう。以下同じ。)において保険契約者の指定した保険金受取人又は第三十三条第一項の規定により保険金受取人となる者があるときは、その者

二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、被保険者

2 前項第一号の遺族については、第五十五条第二項から第六項までの規定を準用する。

3 第一項ただし書の規定により指定した保険金受取人が保険事故が発生する前に死亡し又は保険契約者でなくなり、その後更にその指定がないときにおいては、同項第一号に規定する場合の保険金受取人は、同号に規定するところによるものとする。

4 第一項ただし書の規定による指定(その変更を含む。)をする場合には、第二十八条第二項の規定を準用する。

(保険契約者又は保険金受取人の代表者)

第三十六条 同一の保険契約につき保険契約者又は保険金受取人が数人あるときは、それらの者は、各代表者一人を定めなければならない。この場合には、その代表者は、当該保険契約につき、それぞれ他の保険契約者又は保険金受取人を代理するものとする。

2 前項の代表者が定まらないとき、又はその所在が不明であるときは、当該保険契約につき保険契約者の一人に對してした行為は、他の者に對しても、その効力を有する。

(債務の連帯)

第三十七条 同一の保険契約につき保険契約者が数人あるときは、当該保険契約に関する未払保険料、貸付金その他公社に弁済すべき債務は、連帯とする。

(無診査及び面接)

第三十八条 簡易生命保険では、被保険者の身体検査を行わない。

2 終身保険、定期保険、養老保険、家族保険、介護割増年金付終身年金保険若しくは配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険の保険契約又は終身年金保険（介護割増年金付終身年金保険を除く。）、定期年金保険若しくは夫婦年金保険（配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険を除く。以下この項において同じ。）の保険契約で特約を付するものの申込みをしようとする者は、申込みの際、被保険者となるべき者（家族保険の保険契約にあつては、被保険者となるべき子を除き、夫婦年金保険の保険契約にあつては、特約に係る被保険者となるべき者に限る。）をして、保険約款の定めるところにより面接させなければならない。

（告知義務違反による契約の解除）

第三十九条 終身保険、定期保険、養老保険、家族保険、財形貯蓄保険、介護割増年金付終身年金保険、契約者死亡後支払開始定期年金保険若しくは配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険の保険契約又は終身年金保険（介護割増年金付終身年金保険を除く。）、定期年金保険（契約者死亡後支払開始定期年金保険を除く。）、若しくは夫婦年金保険（配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険を除く。）、の保険契約で特約を付するものの申込みの当時、保険契約者又は被保険者が保険契約に関する質問表に掲げる質問事項につき悪意又は重大な過失によつて事実を告げず、又は真実でないことを告げたときは、公社は、保険契約（特約に係る質問事項につき悪意又は重大な過失によつて事実を告げず、又は真実でないことを告げたときは、特約に係る部分）の解除をすることができる。ただし、公社がその事実を知り、又は過失によつてこれを知らなかつたときは、この限りでない。

2 前項の解除権は、公社が解除の原因を知つた時から一箇月間これを行わないときは消滅する。保険契約が当該保険契約の効力発生の日から二年以上継続したときも、次に掲げる場合を除き、同様とする。

一 特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことにより保険金を支払うこととする終身保険又は介護割増年金付終身年金保険の保険契約にあつては、その保険契約の効力発後二年を経過するまでの間に被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続した場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存するとき。

二 契約者死亡後自動継続養老保険又は契約者死亡後支払開始定期年金保険の保険契約にあつては、その保険契約の効力発後二年を経過するまでの間に保険契約者が死亡した場合において、その者について前項の解除の原因たる事実の存するとき。

三 家族保険又は配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険の保険契約にあつては、その保険契約の効力発後二年を経過するまでの間に主たる被保険者及び配偶者たる被保険者の双方又は一方が死亡した場合において、その死亡した者について前項の解除の原因たる事実の存するとき。

四 特約にあつては、その保険契約の効力発後二年を経過するまでの間に保険金の支払の事由が発生した場合において、その保険金の支払の事由について前項の解除の原因たる事実の存するとき。

（解除の効果）

第四十条 前条の規定により公社が保険契約の解除をしたときは、その解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

2 終身保険、定期保険、養老保険、家族保険又は財形貯蓄保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）においては、公社は、被保険者が死亡した後又は被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続した後その者について前条第一項の解除の原因たる事実の存することにより保険契約の解除をした場合においても、その被保険者の死亡による保険金（家族保険の保険契約にあつては、その被保険者の死亡後保険契約の解除までに死亡した被保険者がある場合には、その被保険者の死亡による保険金を含む。）又は特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことによる保険金の支払をする責めに任ぜず、また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求す

ることができる。ただし、保険契約者又は保険金受取人において、当該解除の原因たる事実の存する被保険者が死亡し、又は被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したこの原因がその告げ又は告げなかつた事実に基づかないことを証明したときは、この限りでない。

3 契約者死亡後自動継続養老保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）においては、公社が保険契約者の死亡後その者について前条第一項の解除の原因たる事実の存することによりその保険契約の解除をした場合において、当該保険契約者の死亡後保険契約の解除までに保険金の支払の事由が発生したときは、公社は、その保険金の支払をする責めに任ぜず、また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができる。ただし、相続等承継保険契約者又は保険金受取人において、当該保険契約者の死亡の原因がその告げ又は告げなかつた事実に基づかないことを証明したときは、この限りでない。

4 介護割増年金付終身年金保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）においては、公社が被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続した後その者について前条第一項の解除の原因たる事実の存することによりその保険契約の解除をした場合には、公社は、割増年金の支払をする責めに任ぜず、また、既にその割増年金の支払をしたときは、その返還を請求することができる。ただし、保険契約者又は年金受取人において、当該被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したこの原因がその告げ又は告げなかつた事実に基づかないことを証明したときは、この限りでない。

5 契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）においては、公社が保険契約者の死亡後その者について前条第一項の解除の原因たる事実の存することによりその保険契約の解除をした場合には、公社は、年金の支払をする責めに任ぜず、また、既にその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができる。ただし、相続等承継保険契約者又は年金受取人において、当該保険契約者の死亡の原因がその告げ又は告げなかつた事実に基づかないことを証明したときは、この限りでない。

6 配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険又は配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険付家族保険（配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険を第十七条第一項第四号の夫婦年金保険とする夫婦年金保険付家族保険をいう。以下同じ。）の保険契約（特約に係る部分を除く。）においては、公社が主たる被保険者又は配偶者たる被保険者の死亡後その者について前条第一項の解除の原因たる事実の存することによりその保険契約の解除をした場合（主たる被保険者及び配偶者たる被保険者の双方が死亡した場合には、先に死亡した者について同項の解除の原因たる事実の存することによりその保険契約の解除をした場合）には、公社は、年金の支払をする責めに任ぜず、また、既にその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができる。ただし、保険契約者又は年金受取人において、当該被保険者の死亡の原因がその告げ又は告げなかつた事実に基づかないことを証明したときは、この限りでない。

7 特約においては、公社は、特約に係る保険金（被保険者の生存中にその保険期間又は保険約款の定める期間が満了したことにより支払うものを除く。以下この項において同じ。）の支払の事由が発生した後その保険金の支払の事由について前条第一項の解除の原因たる事実の存することにより特約の解除をした場合においても、特約に係る保険金（その保険金の支払の事由が発生した後特約の解除までに発生した保険金の支払の事由がある場合には、その保険金を含む。）の支払をする責めに任ぜず、また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができる。ただし、保険契約者又は保険金受取人において、当該解除の原因たる事実の存する保険金の支払の事由の原因がその告げ又は告げなかつた事実に基づかないことを証明したときは、この限りでない。

（解除の相手方）

第四十一条 第三十九条の規定による解除は、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知

ることができないときは、保険金受取人（家族保険の保険契約にあつては保険約款の定める保険金受取人とし、特約にあつては特約に係る保険金受取人とする。）又は年金受取人（次項において「保険金等受取人」という。）に対する意思表示によつても、これを行うことができる。

2 第三十九条第二項に規定する一箇月の期間は、保険契約者若しくはその法定代理人又は前項の場合における保険金等受取人若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときは、これらの者の所在が知れた時から起算する。

（契約の申込みの際交付する書面）

第四十二条 保険契約の申込みを受けたときは、保険約款の定めるところにより、保険料の払込み、保険金又は年金の支払その他保険契約に関する事項を記載した書面をその申込みをした者に交付する。

（契約の成立及び効力の発生）

第四十三条 保険契約は、その申込みを承諾したときは、申込みの日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生ずる。

（保険証書）

第四十四条 保険契約の申込みを承諾したときは、保険証書を作成し、これを保険契約者に交付する。

2 保険証書に記載する事項は、保険約款の定めるところによる。

（契約の申込みの撤回等）

第四十五条 保険契約の申込みをした者は、その申込みの日から保険約款の定める期間が経過するまでの間、書面によりその申込みの撤回又は当該保険契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。

2 前項の規定による申込みの撤回等は、同項の書面を発した時にその効力を生ずる。

3 第一項の規定により申込みの撤回等を行った者は、保険約款の定めるところにより、保険料の還付を請求することができる。

4 申込みの撤回等の当時、既に保険金の支払の事由が生じているときは、当該申込みの撤回等はその効力を生じない。ただし、申込みの撤回等を行った者が、申込みの撤回等の当時、既に保険金の支払の事由の生じたことを知っているときは、この限りでない。

（詐欺による無効）

第四十六条 終身保険、定期保険、養老保険、家族保険、財形貯蓄保険、介護割増年金付終身年金保険、契約者死亡後支払開始定期年金保険又は配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険の保険契約においては、保険契約者又は被保険者の詐欺による保険契約は、無効とする。

2 終身年金保険（介護割増年金付終身年金保険を除く。）、定期年金保険（契約者死亡後支払開始定期年金保険を除く。）、又は夫婦年金保険（配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険を除く。）の保険契約においては、保険契約者又は被保険者の詐欺による特約は、無効とする。

（契約の無効）

第四十七条 公社又は保険契約者が、終身保険、定期保険、養老保険、家族保険又は財形貯蓄保険の保険契約の申込みの当時、既に保険事故（終身年金保険付終身保険又は定期年金保険付終身保険の保険契約に係る被保険者の生存及び特約に係る保険事故を除く。以下この項及び次項において同じ。）の生じたことを知っているとき（家族保険の保険契約にあつては、被保険者となるべき主たる被保険者の配偶者につき既に保険事故の生じたことを知っているとき）は、その保険契約は、無効とする。

2 家族保険の保険契約においては、公社又は保険契約者が、保険契約の申込みの当時、被保険者となるべき子につき既に保険事故の生じたことを知っているときは、公社は、その子に係る保険金の支払をする責めに任じない。

3 配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険の保険契約においては、公社又は保険契約者が、保険契約の申込みの当時、被保険者となるべき主たる被保険者の配偶者が既に死亡したことを知つておるときは、その保険契約は、無効とする。

4 特約においては、公社又は保険契約者が、保険契約の申込みの当時、既に特約に係る保険事故の生じたことを知つておるときは、公社は、当該疾病又は傷害について保険金の支払をする責めに任じない。

(定期保険の保険期間の更新)

第四十七条の二 定期保険の保険契約においては、保険約款の定めるところにより、その保険期間を更新することができる。この場合には、第二十八条及び第三十八条から前条までの規定は、適用しない。

2 前項の規定により保険期間を更新した定期保険の保険契約について、第三十九条第二項、第五十二条第一項、第五十六条第一項(第二号から第四号までを除く。)、及び第七十六条第一項の規定を適用する場合には、保険契約の効力発生の日は更新前の保険契約の効力発生の日とし、第六十三条において準用する第三十九条第二項、第五十二条第一項及び第五十六条第一項(第二号から第四号までを除く。)、の規定並びに第六十四条第一項の規定を適用する場合には、第六十二条第二項の保険金額の増額等変更契約の効力発生の日は更新前の同項の保険金額の増額等変更契約の効力発生の日とする。

3 定期保険の保険契約に付する特約においては、保険約款の定めるところにより、その保険期間を更新することができる。この場合には、第二十八条及び第三十八条から前条までの規定は、適用しない。

4 前項の規定により保険期間を更新した定期保険の保険契約に付する特約について、第三十九条第二項、第五十二条第四項及び第五十六条の二の規定を適用する場合には、保険契約の効力発生の日は更新前の保険契約の効力発生の日とし、第六十六条第一項において準用する第三十九条第二項及び第五十六条の二の規定並びに第六十七条の規定を適用する場合には、第六十五条第二項の特約変更契約の効力発生の日は更新前の同項の特約変更契約の効力発生の日とする。

(契約の失効)

第四十八条 保険契約者が保険料を払い込まないで保険約款の定める払込猶予期間を経過したときは、保険契約は、その効力を失う。ただし、次条に規定する場合においては、この限りでない。

2 家族保険の保険契約(保険約款の定める保険契約を除く。 )においては、主たる被保険者が当該保険契約の効力発生後六箇月を経過する前に不慮の事故等又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第二項及び第三項の感染症(以下「特定感染症」という。 )によらないで死亡したときは、保険契約は、その効力を失う。

3 前二項の規定によりその効力を失った家族保険の保険契約(第一項の規定によりその効力を失った保険契約にあつては、その効力を失うまで)にその保険契約に係る被保険者の一部につき保険金(被保険者の生存中に保険約款の定める期間が満了したことにより支払うもの及び特約に係るものを除く。以下この項において同じ。 )の支払の事由が発生したものに限り、その効力を失わなかつたとすれば公社において第三十九条の規定による解除をすることができるものについては、公社は、その効力を失わなかつたとした場合に同条の規定により解除をすることができる期間に限り、当該保険契約の保険契約者(当該保険契約がその効力を失わなかつたとした場合に保険契約者たる地位を有する者とする。 )に対し、当該解除の原因たる事実の存する被保険者(その被保険者の死亡後前二項の規定によりその効力を失うまでに死亡した被保険者がある場合には、その被保険者を含む。 )に係る保険金につき、その支払の免責の請求をすることができる。この場合には、第四十条第二項ただし書の規定を準用する。

4 第一項の規定によりその効力を失った契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約(特約に係る部分を

除く。)のうちその効力を失うまでに保険契約者が死亡したもので、その効力を失わなかつたとすれば公社において第三十九条の規定による解除をすることができるものについては、公社は、その効力を失わなかつたとした場合に同条の規定により解除をすることができる期間に限り、相続等承継保険契約者に対し、年金の支払の免責の請求をすることができる。この場合には、第四十条第五項ただし書の規定を準用する。

5 第一項の規定によりその効力を失った配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険又は配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険付家族保険の保険契約(特約に係る部分を除く。)のうちその効力を失うまでに年金の支払の事由が発生したもので、その効力を失わなかつたとすれば公社において第三十九条の規定による解除をすることができるものについては、公社は、その効力を失わなかつたとした場合に同条の規定により解除をすることができる期間に限り、当該保険契約の保険契約者(当該保険契約がその効力を失わなかつたとした場合に保険契約者たる地位を有する者とする。)に対し、年金の支払の免責の請求をすることができる。この場合には、第四十条第六項ただし書の規定を準用する。

6 第一項若しくは第二項又は次条の規定によりその効力を失った特約(その効力を失うまでに保険金(被保険者の生存中に保険約款の定める期間が満了したことにより支払うものを除く。以下この項において同じ。)の支払の事由が発生したものに限り、)で、その効力を失わなかつたとすれば公社において第三十九条の規定による解除をすることができるものについては、公社は、その効力を失わなかつたとした場合に同条の規定により解除をすることができる期間に限り、当該特約の保険契約者(当該特約がその効力を失わなかつたとした場合に保険契約者たる地位を有する者とする。)に対し、当該解除の原因たる事実の存する保険金の支払の事由(その保険金の支払の事由が発生した後第一項若しくは第二項又は次条の規定によりその効力を失うまでに発生した保険金の支払の事由がある場合には、その保険金の支払の事由を含む。)に係る保険金につき、その支払の免責の請求をすることができる。この場合には、第四十条第七項ただし書の規定を準用する。

7 第三項から前項までの支払の免責の請求があつたときは、公社は、その保険金又は年金の支払をする責めに任ぜず、また、既に保険金又は年金の支払をしたときは、その返還を請求することができる。

8 第三項から第六項までの支払の免責の請求については、第四十一条の規定を準用する。  
(特約の失効)

第四十九条 保険契約者が、特約が付されている保険契約の主契約に係る保険料払込期間の経過後(保険料を一時に払い込む保険契約にあつては、その保険契約の効力発生後)もなお払い込むべき当該特約に係る保険料を払い込まないで、保険約款の定める払込猶予期間を経過したときは、当該特約は、その効力を失う。

(保険契約者が破産手続開始の決定を受けた場合における保険料の払込み)

第五十条 保険契約(財形貯蓄保険の保険契約を除く。)においては、保険金受取人又は年金受取人が第三者である場合において、保険契約者が破産手続開始の決定を受けたときは、公社は、保険金受取人又は年金受取人に対して保険料の払込みを請求することができる。ただし、保険金受取人又は年金受取人がその権利を放棄したときは、この限りでない。

(保険金の倍額支払)

第五十一条 終身保険、養老保険又は家族保険の保険契約(勤労者財産形成促進法第六条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約であるもの、家族保険の保険契約で保険約款の定めるもの及び特約に係る部分を除く。)においては、被保険者(家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者及び保険約款に定める被保険者に限る。)が保険契約の効力発生後二年以内の期間であつて保険約款の定める期

間を経過した後において、不慮の事故等を直接の原因として被害の日から三箇月を超える期間であつて保険約款の定める期間内に死亡したとき、又は特定感染症を直接の原因として死亡したときは、当該保険金のほか、当該保険金額と同額（保険金額を保険金の支払の事由、死亡の原因又は期間の経過に応じて異なる額とする保険契約にあつては、当該保険金額に相当する額を超えない範囲内において、保険約款の定める額）の保険金を支払う。ただし、当該保険契約につき復活のあつた場合において、復活の効力発生後一年以内の期間であつて保険約款の定める期間を経過しないものは、この限りでない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 疾病（特定感染症を除く。）を直接の原因とする事故によつて死亡したとき。

二 精神障害中に又は酒に酔つている間に招いた事故によつて死亡したとき。

三 重大な過失によつて死亡したとき。

（保険金の削減）

第五十二条 終身保険、定期保険、養老保険又は家族保険の保険契約においては、被保険者が保険約款の効力発生後一年六箇月を経過する前に不慮の事故等又は特定感染症によらないで死亡したときは、保険約款の定めるところにより、保険金額の一部を支払わないことができる。

2 家族保険の保険契約の効力発生後に当該保険契約の被保険者となつた者が被保険者となつた日から一年を経過する前に不慮の事故等又は特定感染症によらないで死亡したときも、前項と同様とする。

3 家族保険の子たる被保険者が保険契約の効力発生前において受けた不慮の事故等又はかつた特定感染症により保険契約の効力発生後六箇月を経過する前に死亡したとき及び家族保険の保険契約の効力発生後に当該保険契約の被保険者となつた者がその被保険者となるまでに受けた不慮の事故等又はかつた特定感染症によりその被保険者となつた日から六箇月を経過する前に死亡したときも、第一項と同様とする。

4 特約においては、被保険者が保険契約の効力発生後一年を経過する前に疾病（特定感染症を除く。以下この項において同じ。）にかつたとき及び家族保険の保険契約の効力発生後に当該保険契約の被保険者となつた者がその被保険者となつた日から六箇月を経過する前に疾病にかつたときは、保険約款の定めるところにより、当該疾病について保険金額の一部を支払わないことができる。

（幼児の場合の支払保険金額）

第五十三条 終身保険、定期保険、養老保険又は家族保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）においては、被保険者が年齢六年に満たないで死亡したときは、保険約款の定めるところにより、保険金額の一部を支払う。

2 前項の場合において、前条又は第七十五条の規定を適用するものにあつては、その支払金額は、同項の規定により支払うべき金額と前条又は第七十五条の規定により支払うべき金額とのいずれか少ないものとする。

3 特約においては、被保険者で年齢六年に満たないものが不慮の事故等により傷害を受けた場合において、当該傷害を直接の原因として死亡し、又はその身体に障害が生じたときは、保険約款の定めるところにより、保険金額の一部を支払う。

（無指定の場合の保険金受取人）

第五十五条 終身保険、定期保険、養老保険又は財形貯蓄保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）においては、保険契約者が保険金受取人を指定しないとき（保険契約者の指定した保険金受取人が死亡し更に保険金受取人を指定しない場合を含む。）は、次の者を保険金受取人とする。

- 一 被保険者の死亡以外の事由により保険金を支払う場合にあつては、被保険者
  - 二 被保険者の死亡により保険金を支払う場合にあつては、被保険者の遺族
  - 2 前項第二号の遺族は、被保険者の配偶者（届出がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに被保険者の死亡当時被保険者の扶助によつて生計を維持していた者及び被保険者の生計を維持していた者とする。
  - 3 胎児たる子又は孫は、前項の規定の適用については、既に生まれたものとみなす。
  - 4 前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは適用しない。
  - 5 第二項に規定する遺族が数人あるときは、同項に掲げる順序により先順位にある者を保険金受取人とする。
  - 6 遺族であつて故意に被保険者、先順位者又は同順位者たるべき者を殺したものは、保険金受取人となることができない。
- （保険金等の支払の免責）
- 第五十六条 終身保険、定期保険、養老保険、家族保険又は財形貯蓄保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）においては、次に掲げる場合には、公社は、保険金を支払う責めに任じない。
- 一 被保険者が保険契約又はその復活の効力発生後保険約款の定める期間を経過する前に自殺したとき。
  - 二 家族保険の保険契約の効力発生後に当該保険契約の被保険者となつた者が被保険者となつた日から保険約款の定める期間を経過する前に自殺したとき。
  - 三 保険契約者の指定した保険金受取人が故意に被保険者を殺したとき。ただし、その保険金受取人が保険金の一部を受け取るべき場合には、公社は、他の保険金受取人にその残額を支払う。
  - 四 保険契約者が故意に被保険者を殺したとき。
  - 2 終身保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）においては、前項の場合のほか、保険契約者、被保険者又は保険契約者の指定した保険金受取人の故意による傷害又は疾病を原因として被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したときは、公社は、保険金を支払う責めに任じない。
  - 3 介護割増年金付終身年金保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）においては、保険契約者又は被保険者の故意による傷害又は疾病を原因として被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したときは、公社は、割増年金を支払う責めに任じない。
  - 4 契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）においては、次に掲げる場合には、公社は、年金を支払う責めに任じない。
    - 一 保険契約者（相続等承継保険契約者を除く。第三号において同じ。）が保険契約又はその復活の効力発生後保険約款の定める期間を経過する前に自殺したとき。
    - 二 保険契約者の保険契約による権利義務を第五十七条第二項又は第四項の規定により承継した者（第五十八条の二において「任意承継保険契約者」という。）がこれらの規定による承継後保険約款の定める期間を経過する前に自殺したとき。
    - 三 被保険者が故意に保険契約者を殺したとき。
  - 5 配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険又は配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険付家族保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）においては、次に掲げる場合には、公社は、年金を支払う責めに任じない。
    - 一 主たる被保険者又は配偶者たる被保険者が保険契約又はその復活の効力発生後保険約款の定める期間を経過する前に自殺したとき（

主たる被保険者及び配偶者たる被保険者の双方が保険契約又はその復活の効力発生後保険約款の定める期間を経過する前に死亡した場合にあつては、先に死亡した者が自殺したとき）。

二 主たる被保険者又は配偶者たる被保険者の一方が故意に他の一方を殺したとき。

6 特約においては、次に掲げる場合には、公社は、当該疾病又は傷害について保険金を支払う責めに任じない。

一 被保険者が故意に疾病にかつたとき。

二 特約の保険金受取人となるべき主契約の保険金受取人で保険契約者の指定したものが故意に被保険者に傷害を与え、当該傷害を直接の原因として被保険者が死亡したとき。ただし、その保険金受取人が保険金の一部を受け取るべき場合には、公社は、他の保険金受取人にその残額を支払う。

三 保険契約者が故意に被保険者に傷害を与えたとき。

(特約に係る保険事故の特例)

第五十六条の二 特約においては、保険契約が当該保険契約の効力発生後二年以上継続した場合（第三十九条第一項の規定により公社が保険契約の解除をすることができる場合には、同条第二項の規定によりその解除権が消滅したときに限る。）において、被保険者が当該保険契約の効力発生前にかつた疾病により第十八条に規定する事由が生じたときは、当該疾病を被保険者が同条の保険期間中にかつたものとみなして、同条の規定を適用する。

(保険契約者の地位の任意承継)

第五十七条 終身保険、定期保険、養老保険（契約者死亡後自動継続養老保険を除く。）又は介護割増年金付終身年金保険の保険契約においては、保険契約者は、被保険者の同意を得て、第三者に保険契約による権利義務を承継させることができる。ただし、介護割増年金付終身年金保険、終身年金保険付終身保険又は定期年金保険付終身保険の保険契約にあつては、年金支払事由発生日以後は、この限りでない。

2 契約者死亡後自動継続養老保険の保険契約のうち保険契約者が被保険者の父又は母であるものにおいては、保険契約者でない父又は母は、被保険者の同意を得、かつ、保険約款の定めるところにより公社の承諾を得て、保険契約者から保険契約による権利義務を承継することができる。ただし、定期年金保険付終身年金保険の保険契約にあつては、年金支払事由発生日以後は、この限りでない。

3 終身年金保険（介護割増年金付終身年金保険を除く。）又は定期年金保険（契約者死亡後支払開始定期年金保険を除く。）の保険契約においては、保険契約者は、年金支払事由発生日の前日までに限り、第三者に保険契約による権利義務を承継させることができる。ただし、これらの保険契約に特約が付されている場合にあつては、被保険者の同意を得なければならぬ。

4 契約者死亡後支払開始定期年金保険の保険契約のうち保険契約者が被保険者の父又は母であるものにおいては、保険契約者でない父又は母は、年金支払事由発生日の前日までに限り、保険約款の定めるところにより公社の承諾を得て、保険契約者から保険契約による権利義務を承継することができる。ただし、その保険契約に特約が付されている場合にあつては、被保険者の同意を得なければならぬ。

5 第一項又は第三項の承継は、公社に通知しなければ、これをもつて公社に対抗することができない。

第五十八条 契約者死亡後自動継続養老保険又は契約者死亡後支払開始定期年金保険の保険契約においては、保険契約者は、前条第二項又は第四項の規定による場合を除き、第三者に保険契約による権利義務を承継させることができない。ただし、その権利義務が相続により又は第五十九条第一項の規定により承継されたものであるときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する承継のあつた保険契約による権利義務についてのその後の承継については、契約者死亡後自動継続養老保険の

保険契約にあつては前条第一項本文及び第五項の規定を、契約者死亡後支払開始定期年金保険の保険契約にあつては同条第三項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「保険契約者は、年金支払事由発生日の前日までに限り」とあるのは、「保険契約者は」と読み替えるものとする。

(任意承継における告知義務違反による年金支払の免責)

第五十八条の二 定期年金保険付養老保険又は契約者死亡後支払開始定期年金保険の保険契約(特約に係る部分を除く。)においては、第五十七条第二項又は第四項の規定による権利義務の承継の当時、任意承継保険契約者が当該承継に関し公社が提示する質問表に掲げる質問事項につき悪意又は重大な過失によつて事実を告げず、又は真実でないことを告げた場合において、当該任意承継保険契約者が当該承継後二年を経過するまでの間に死亡したときは、公社は、年金を支払う責めに任ぜず、また、既にその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができる。ただし、公社がその事実を知り、若しくは過失によつてこれを知らなかつたとき、又は相続等承継保険契約者若しくは年金受取人において、当該任意承継保険契約者の死亡の原因がその告げ若しくは告げなかつた事実に基づかないことを証明したときは、この限りでない。

(保険契約者の地位の法定承継)

第五十九条 終身保険、定期保険、養老保険、終身年金保険又は定期年金保険の保険契約においては、保険契約者が死亡した場合において、その者に相続人がないときは、第六十一条第一項の規定により保険契約者の指定した保険金受取人(保険契約者が保険金受取人を指定しない場合又は保険契約者の指定した保険金受取人が死亡し更に保険金受取人を指定しない場合にあつては、被保険者)及び年金受取人が、保険契約者の保険契約による権利義務を承継する。

2 家族保険又は夫婦年金保険の保険契約においては、保険契約者が死亡したときは、被保険者のうち保険約款の定める者が保険契約者の保険契約による権利義務を承継する。

3 家族保険の保険契約においては、前項の規定に基づき保険契約者の保険契約による権利義務を承継した者に係る保険期間が満了したとき、又はその者が次条の規定により被保険者の資格を失つたときも、同項と同様とする。

4 終身年金保険、定期年金保険、終身年金保険付終身保険、定期年金保険付終身保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約(保険契約者を年金受取人とするものを除く。)においては、年金支払事由発生日(保険契約の効力が発生した日から年金を支払うこととする保険契約においてその申込みを承諾したときは、その申込みの時)に、年金受取人が、保険契約者の保険契約による権利義務を承継する。ただし、契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約にあつては、第五十六条第四項、前条又は第七十三条第四項の規定により年金を支払わない場合は、この限りでない。

(被保険者の資格の喪失)

第六十条 家族保険又は夫婦年金保険の保険契約においては、配偶者たる被保険者又は子たる被保険者が配偶者たる被保険者にあつては第一号、子たる被保険者にあつては第二号に該当するときは、被保険者の資格を失う。

一 配偶者たる被保険者につき離婚若しくは婚姻の取消しがあつたとき、配偶者たる被保険者が主たる被保険者の死亡後に、再婚をし、若しくは養子となつたとき、又は配偶者たる被保険者が故意に主たる被保険者を殺したとき。

二 子たる被保険者が婚姻をし、若しくは主たる被保険者及びその配偶者以外の者の養子となつたとき、又は子たる被保険者が主たる被保険者の養子である場合においてその子たる被保険者につき離婚若しくは縁組の取消しがあつたとき。

(保険金受取人の指定又はその変更)

第六十一条 終身保険、定期保険、養老保険又は財形貯蓄保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）においては、保険契約者は、既に支払の事由が発生した保険金又は還付金に係る保険金受取人を除き、保険金受取人を指定し、又はその指定を変更することができる。ただし、保険契約者の指定した保険金受取人が第三者である場合において、保険契約者が指定の変更をしない旨の意思を公社に対して表示したときは、この限りでない。

2 前項の指定又はその変更は、公社に通知しなければ、これをもつて公社に対抗することができない。

3 第一項の指定又はその変更をする場合には、第二十八条第一項の規定を準用する。

（保険金額の増額等による変更）

第六十二条 保険契約者は、次に掲げる事項（特約に係るものを除く。）につき、保険約款の定めるところにより、保険契約の変更の申込みをすることができる。

一 保険金額の増額（終身年金保険又は定期年金保険から終身保険、定期保険又は養老保険への変更及び夫婦年金保険から家族保険への変更を含む。）

二 保険期間の延長（定期保険又は養老保険から終身保険への変更を含む。）

三 介護割増年金付終身年金保険の保険契約に係る割増年金額の増額（介護割増年金付終身年金保険以外の終身年金保険から介護割増年金付終身年金保険への変更を含む。）

四 契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約に係る年金額の増額（契約者死亡後自動継続養老保険から定期年金保険付養老保険への変更を含む。）

五 配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険又は配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険付家族保険の保険契約に係る年金額の増額（配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険以外の夫婦年金保険から配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険への変更及び配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険付家族保険以外の家族保険から配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険付家族保険への変更を含む。）

六 前各号に掲げるもののほか、終身保険、定期保険、養老保険又は家族保険の保険契約において公社が負担した危険を増加させる事項であつて政令で定めるもの

2 前項の申込みがあつた場合においてそれを承諾したときは、当該変更の契約（以下「保険金額の増額等変更契約」という。）は、申込みの日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生ずる。

（準用規定）

第六十三条 保険金額の増額等変更契約については、第二十八条第一項、第三十二条前段、第三十八条、第三十九条（第二項第四号を除く。）、第四十条（第七項を除く。）、第四十一条、第四十二条、第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条（第四項を除く。）、第四十八条（第一項及び第六項を除く。）、第五十二条第一項及び第三項、第五十六条第一項（第二号から第四号までを除く。）、第四項（第二号及び第三号を除く。）及び第五項（第二号を除く。）並びに第六十九条第一項の規定を準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

（保険金額の増額等による変更に係る保険金等の削減）

第六十四条 被保険者が保険金額の増額等変更契約の効力発生前において受けた傷害又はかかつた疾病によりその効力発生後に第七十六条第一項に規定する身体障害の状態になつてその旨の通知があつた場合においては、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、保険約款の定めるところにより、当該契約に係る部分の保険金額又は年金額の全部又は一部を支払わないことができる。

2 契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）において、保険契約者（相続等承継保険契約者を除く。）が保険金額の増額等変更契約の効力発生前において受けた傷害又はかかった疾病によりその効力発生後に第七十六条第三項に規定する身体障害の状態になつてその旨の通知があつた場合においては、同項の規定にかかわらず、保険約款の定めるところにより、当該契約に係る部分の年金額の全部又は一部を支払わないことができる。

（準用規定）

第六十六条 特約変更契約については、第二十八条第二項、第三十二条、第三十八条、第三十九条（第二項第一号から第三号までを除く。）（第四十条第一項及び第七項、第四十一条、第四十二条、第四十五条、第四十六条、第四十七条第四項、第四十八条第六項から第八項まで、第五十六条の二並びに第六十九条第一項の規定を準用する。ただし、特約変更契約のうち特約に係る保険金額を増額するものについては、第五十六条の二の規定は、準用しない。

2 前項の準用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特約の変更に係る保険金の削減等）

第六十七条 特約変更契約の効力発生後一年を経過する前に特約に係る被保険者が疾病（特定感染症を除く。）にかかつたときは、保険約款の定めるところにより、当該契約に係る部分の保険金額の一部を支払わないことができる。

2 被保険者が特約変更契約のうち特約に係る保険金額を増額するものの効力発生前に傷害を受け、その効力発生後に第十八条に規定する事由が生じたとき、又は被保険者が特約変更契約のうち特約に係る保険金額を増額するものの効力発生前に疾病にかかり、その効力発生後二年を経過するまでの間（前条第一項において準用する第三十九条第一項の規定により公社が特約変更契約の解除をすることができる場合において、その解除権が当該契約の効力発生後二年を超えて存続するときは、その二年を超えて存続する間を含む。）に第十八条に規定する事由が生じたときは、当該契約に係る部分の保険金額を支払わない。

（その他の契約の変更）

第六十八条 第六十二条及び第六十五条に規定する保険契約の変更以外の保険契約の変更については、保険約款の定めるところによる。

（還付金の支払）

第六十九条 保険契約においては、保険契約の解除、失効若しくは変更の場合又は次の各号の区分に従い当該各号に定める場合には、保険約款の定めるところにより、保険契約者に還付金を支払う。

一 終身保険、定期保険、養老保険、家族保険若しくは財形貯蓄保険又は特約 保険金の支払の免責

二 家族保険又は夫婦年金保険 配偶者たる被保険者の資格の喪失

三 終身年金保険、定期年金保険、夫婦年金保険、終身年金保険付終身保険、定期年金保険付終身保険、定期年金保険付養老保険又は夫婦年金保険付家族保険 被保険者の死亡

四 特約 被保険者の死亡（保険金の支払の事由に該当しないものに限る。）

2 前項の還付金の額は、次の各号の区分に従い当該各号に定める額とする。

一 終身保険（終身年金保険付終身保険及び定期年金保険付終身保険を除く。）（定期保険、養老保険（定期年金保険付養老保険を除く。）（家族保険（夫婦年金保険付家族保険を除く。）又は財形貯蓄保険の保険契約（特約に係る部分を除く。）に係る還付金 被保険者のために積み立てられた金額の百分の八十から百分の百までに相当する額の範囲内において、保険約款の定める額）  
二 前号に掲げる保険契約以外の保険契約（特約に係る部分を除く。）に係る還付金 被保険者のために積み立てられた金額と還付金の

支払の事由が発生した日までに払い込むべき保険料とのいずれが多いものに相当する額の範囲内において、保険約款の定める額

三 特約に係る還付金 第一号に定める額

3 第一項第三号に掲げる簡易生命保険については、年金支払事由発生日から一定の期間内に被保険者が死亡した場合（契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約にあつては第五十六条第四項、第五十八条の二又は第七十三条第四項の規定により年金を支払わない場合において被保険者が死亡したときを除き、配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険又は配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険付家族保険の保険契約にあつては第五十六条第五項又は第七十三条第五項の規定により年金を支払わない場合において被保険者が死亡したときを除き、夫婦年金保険（配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険を除く。）又は夫婦年金保険付家族保険（配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険付家族保険を除く。）の保険契約にあつては主たる被保険者が死亡し配偶者たる被保険者がいない場合又は主たる被保険者が死亡している場合において配偶者たる被保険者が死亡した場合に限る。）には、第一項に規定する還付金の支払（特約に係る還付金の支払を除く。）に代えて、保険約款の定めるところにより、その残存期間中、保険契約者に継続して被保険者の生存について支払うことを約した年金（介護割増年金付終身年金保険の保険契約に係る割増年金を除く。）の額に相当する額の年金を支払うものとすることができる。

第七十条 財形貯蓄保険の保険契約においては、被保険者が死亡した場合において、その死亡が保険金の支払の事由に該当しないときは、前条の規定にかかわらず、保険約款の定めるところにより、当該保険契約に係る保険期間が満了したことにより支払う場合の保険金額に、保険期間に対する当該保険契約の効力発生後被保険者が死亡した時まで経過した期間の割合を乗じて得た額の範囲内において、保険金受取人に還付金を支払う。

（復活の申込み）

第七十一条 保険契約（財形貯蓄保険の保険契約を除く。）においては、第四十八条第一項の場合には、保険契約者は、保険契約の失効後一年を経過する前に限り、その復活の申込みをすることができる。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

一 家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者が保険契約の失効後死亡したとき又は第四十八条第三項の支払の免責の請求があつたとき。

二 被保険者が年金支払開始年齢に達した日から年金を支払うこととする保険契約にあつては、被保険者が年金支払開始年齢に達したとき（夫婦年金保険（配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険を除く。）又は夫婦年金保険付家族保険（配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険付家族保険を除く。）の保険契約にあつては、主たる被保険者又は配偶者たる被保険者がその年金支払開始年齢に達したとき）。

三 契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約にあつては、第四十八条第四項の支払の免責の請求があつたとき。

四 配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険の保険契約にあつては、主たる被保険者若しくは配偶者たる被保険者が保険契約の失効後死亡したとき若しくはその年金支払開始年齢に達したとき又は第四十八条第五項の支払の免責の請求があつたとき。

五 配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険付家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者若しくは配偶者たる被保険者が保険契約の失効後その年金支払開始年齢に達したとき又は第四十八条第五項の支払の免責の請求があつたとき。

六 特約にあつては、第四十八条第六項の支払の免責の請求があつたとき。

（復活の効力発生）

第七十二条 保険契約の復活は、その申込みを承諾したときは、その申込みの日から効力を生ずる。

2 前項の場合においては、保険証書に保険契約復活の旨を記載する。

(復活の効果)

第七十三条 保険契約が復活したときは、初めからその効力を失わなかつたものとみなす。

2 特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことにより保険金を支払うこととする終身保険又は介護割増年金付終身年金保険の保険契約(特約に係る部分を除く。)においては、保険契約の復活があつた場合においても、その特定要介護状態には、保険契約の失効後その復活までの間における特定要介護状態は含まれないものとする。

3 家族保険の保険契約(特約に係る部分を除く。)においては、保険契約の復活があつた場合においても、公社は、保険契約の失効後その復活までに死亡した配偶者たる被保険者又は子たる被保険者につきこれらに係る保険金の支払をする責めに任じない。

4 契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約(特約に係る部分を除く。)においては、保険契約の復活があつた場合においても、公社は、保険契約の失効後その復活までに保険契約者(相続等承継保険契約者を除く。)が死亡したときは、年金の支払をする責めに任じない。

5 配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険付家族保険の保険契約(特約に係る部分を除く。)においては、保険契約の復活があつた場合においても、公社は、保険契約の失効後その復活までに配偶者たる被保険者が死亡したときは、年金の支払をする責めに任じない。

6 特約においては、保険契約の復活があつた場合においても、公社は、被保険者が保険契約の失効後その復活までに傷害を受け、第十八条に規定する事由が生じたとき、又は被保険者が保険契約の失効後その復活までに疾病にかかり、その失効からその復活後二年を経過するまでの間(次条において準用する第三十九条第一項の規定により公社が保険契約の解除をすることができる場合において、その解除権が保険契約の復活後二年を超えて存続するときは、その二年を超えて存続する間を含む。)に第十八条に規定する事由が生じたときは、これらの事由に係る保険金の支払をする責めに任じない。

(準用規定)

第七十四条 保険契約の復活の場合には、第三十八条から第四十一条まで、第四十六条、第四十七条及び第七十九条の規定を準用する。この場合において、第四十七条第一項中「及び特約に係る保険事故」とあるのは、「終身保険、定期保険、養老保険又は家族保険の保険契約に係る被保険者の生存中における保険約款の定める期間の満了及び特約に係る保険事故」と読み替えるものとする。

(復活した場合の保険金の削減)

第七十五条 被保険者が保険契約復活の効力発生後六箇月を経過する前に不慮の事故等又は特定感染症によらないで死亡したときは、保険約款の定めるところにより、保険金額の一部を支払わないことができる。

2 家族保険の子たる被保険者が保険契約復活の効力発生前において受けた不慮の事故等又はかかった特定感染症によりその復活の効力発生後六箇月を経過する前に死亡したときも、前項と同様とする。

3 特約に係る被保険者が保険契約復活の効力発生後六箇月を経過する前に疾病(特定感染症を除く。)にかかったときは、保険約款の定めるところにより、当該疾病について保険金額の一部を支払わないことができる。

(保険金支払等の特例)

第七十六条 被保険者(特約が付されている保険契約にあつては、主契約に係る被保険者とし、特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことにより保険金を支払うこととする終身保険並びに終身年金保険、定期年金保険及び夫婦年金保険(配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険を除く。))の被保険者を除く。以下この項において同じ。)が保険契約の効力発生後(復活した保険契約については、その復活

の効力発生後)において受けた傷害又はかかった疾病(家族保険の保険契約において、その効力の発生後に被保険者となつた者については、その被保険者となつた日以後(復活した保険契約において、その復活の効力発生前に被保険者となつた者については、その復活の効力発生後)において受けた傷害又はかかった疾病)により保険約款の定めるところにおいて、保険契約者から保険約款の定めるところによりその旨の通知(配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険の保険契約にあつては、年金の支払の事由が発生した後の通知を除く。)があつたときは、当該保険契約(年金の支払の事由が発生した後に当該通知があつたときは、終身年金保険付終身保険の保険契約にあつては終身年金保険に係る部分、定期年金保険付終身保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約にあつては定期年金保険に係る部分、夫婦年金保険付家族保険の保険契約にあつては夫婦年金保険に係る部分をそれぞれ除く。)については、その通知があつた日に当該傷害又は疾病により被保険者が死亡したものとみなして、この章の規定(第五十一条の規定を除く。)を適用する。ただし、保険契約者、被保険者又は保険金受取人(特約が付されている保険契約にあつては、主契約に係る保険金受取人)の故意による傷害又は疾病を原因とする場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合において、第三十三条第一項第一号中「、配偶者たる被保険者」とあるのは「、主たる被保険者」と、同条第二項第二号及び第五十五条第一項第二号中「被保険者の遺族」とあるのは「被保険者」と、第六十九条第三項中「保険契約者」とあるのは「保険契約者(配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険又は配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険付家族保険の保険契約において、主たる被保険者又は配偶者たる被保険者があるときは、その者)」と読み替えるものとする。

3 契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約においては、保険契約者(相続等承継保険契約者を除く。以下この項において同じ。)が保険契約の効力発生後(復活した保険契約についてはその復活の効力発生後とし、第五十七条第二項又は第四項の規定によりその権利義務の承継があつた保険契約についてはその承継後とする。)において受けた傷害又はかかった疾病により保険約款の定める身体障害の状態になつた場合において、保険契約者から保険約款の定めるところによりその旨の通知があつたときは、当該保険契約については、その身体障害の状態になつた日に当該傷害又は疾病により保険契約者が死亡したものとみなして、この章の規定を適用する。ただし、保険契約者又は被保険者の故意による傷害又は疾病を原因とする場合は、この限りでない。

(貸付金の法定弁済)

第七十七条 会社が保険約款の定めるところにより保険契約者に対して貸付けをした場合において、保険契約者が弁済期を経過しても貸付金の弁済をしないときは、会社は、保険約款の定めるところにより、貸付金の弁済に代えて保険金額の減額又は年金額の減額(年金支払事由発生日の前日までに限る。)をすることができる。

(契約者配当)

第七十八条 保険契約においては、保険約款の定めるところにより、契約者配当(保険契約者又は年金受取人に対し、保険料その他の簡易生命保険業務(日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第十九条第一項第五号並びに同条第二項第八号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務をいう。以下この項において同じ。)に係る収益のうち、保険金、年金、還付金その他の給付金の支払その他の簡易生命保険業務に要する費用に充てられないものの全部又は一部を分配することをいう。次項及び第八十条において同じ。)をすることができる。

2 会社は、前項の規定により契約者配当をする場合は、公正かつ衡平な分配をするための基準として総務省令で定める基準に従い、行わなければならない。  
(保険料の還付)

第七十九条 保険契約の全部又は一部が無効である場合（家族保険の保険契約にあつては、子たる被保険者に係る部分が無効である場合を除く。）において、保険契約者及び被保険者が善意でかつ重大な過失のないときは、保険契約者は、保険料の全部又は一部の還付を請求することができる。

（譲渡禁止）

第八十条 保険金、年金、還付金又は契約者配当金（第七十八条第一項の契約者配当に係る配当金をいう。以下同じ。）を受け取るべき権利は、譲り渡すことができない。

（差押禁止）

第八十一条 次に掲げる保険金を受け取るべき権利は、差し押さえることができない。

一 被保険者が死亡したことにより支払う場合の保険金

二 被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことにより支払う場合の保険金

三 第七十六条第一項及び第二項の規定により支払う場合の保険金

四 特約に係る保険金（被保険者の生存中にその保険期間又は保険約款の定める期間が満了したことにより支払うものを除く。）

2 第五条第一項の年金を受け取るべき権利は、差し押さえることができない。ただし、当該年金のうち介護割増年金付終身年金保険の保険契約に係る割増年金以外のものにあつては、その支払期における金額の二分の一に相当する額を超える額を受け取るべき権利を差し押さえる場合及び国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

（控除支払）

第八十二条 保険金、年金、還付金、契約者配当金又は保険契約者若しくは保険金受取人に還付する保険料を支払う場合において、当該保険契約に関し未払保険料、貸付金その他公社が弁済を受けるべき金額があるときは、支払金額からこれを控除することができる。

（保険約款改正の効力）

第八十六条 保険約款の改正は、既に存する保険契約に対してその効力を及ぼさない。

2 公社は、保険約款を改正する場合において、保険契約者、被保険者及び保険金受取人の全体の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、既に存する保険契約についても、将来に向かつてその改正の効力が及ぶものとする事ができる。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。

一 前納保険料の割引率の引下げに関する事項

二 保険金の削減率の引上げに関する事項

三 契約者配当金の分配率の引下げに関する事項

（時効）

第八十七条 保険金、年金、還付金及び契約者配当金の支払義務並びに保険料の返還義務は五年、保険料の払込義務は一年を経過したときは、時効によつて消滅する。

第八十八条 公社は、総務省令で定めるところにより、地方公共団体に対し貸付けをし、又は地方債の取得（応募又は買入れの方法による取得を除く。）をするものとする。

（保険約款）

第一百二条 公社は、保険約款を定めようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様と

する。

2 前項の保険約款で定めるべき事項は、総務省令で定める。

3 総務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 保険契約の内容が、加入者の保護に欠けるおそれのないものであること。

二 保険契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三 保険契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。

四 保険契約の内容が明確かつ平易に定められたものであること。

五 その他総務省令で定める基準

4 総務大臣は、事情の変更により加入者の保護を図るため必要があると認めるときは、公社に対し、第一項の認可をした保険約款を変更すべきことを命ずることができる。

5 公社は、第一項の認可を受けたときは、総務省令で定めるところにより、保険約款を公表しなければならない。

(保険料の算出方法書)

第百三条 公社は、保険料の算出方法書を作成し、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の保険料の算出方法書に記載すべき事項は、総務省令で定める。

3 総務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 保険料の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること。

二 保険料に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三 その他総務省令で定める基準

4 総務大臣は、事情の変更により加入者の保護を図るため必要があると認めるときは、公社に対し、第一項の認可をした保険料の算出方法書に記載した事項を変更すべきことを命ずることができる。

(審議会等への諮問)

第百五条 総務大臣は、第百二条第一項若しくは第百三条第一項の規定による認可をし、又は第八十八条の総務省令の制定若しくは改正をしようとするときは、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

(総務省令への委任)

第百六条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、総務省令で定める。

第百八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第百二条第一項又は第百三条第一項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第百二条第四項又は第百三条第四項の規定による命令に違反したとき。

三 第百二条第五項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、第五項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 簡易生命保険法（大正五年法律第四十二号。以下「旧法」という。）は、廃止する。
- 3 この法律の規定（第八条から第二十六条まで、第五十二条、第五十三条、第六十九条及び第七十五条の規定を除く。）は、この法律施行前の簡易生命保険契約についても適用する。ただし、第五十一条の規定は、昭和二十一年九月三十日以前に効力が発生した簡易生命保険契約については、適用しない。
- 4 この法律施行前の簡易生命保険契約に係る保険の種類、保険金の削減、被保険者が年齢十年に満たないで死亡した場合における保険金支払額、還付金支払額並びに保険料及び被保険者のために積み立てるべき金額の計算の基礎に関しては、なお従前の例による。
- 5 郵政大臣は、この法律施行前において、旧法第二十八条ノ二に規定する簡易生命保険及郵便年金事業委員会の議を経て第六条第一項の簡易生命保険約款を定めることができる。

**簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成四年法律第五十四号）による改正前の簡易生命保険法（抄）**

- 第六条 傷害特約においては、国が、前条第一項の契約に係る被保険者が不慮の事故又は第三者の加害行為（以下「不慮の事故等」という。）により受けた傷害について保険金を支払うことを約し、保険契約者が国に保険料を支払うことを約するものとする。
- 2 疾病傷害特約においては、国が、前条第一項の契約に係る被保険者がかかった疾病及び不慮の事故等により受けた傷害について保険金を支払うことを約し、保険契約者が国に保険料を支払うことを約するものとする。
- （特約の追加等による変更）
- 第六十五条 保険契約者は、次に掲げる事項（特約に係るものに限る。）につき、保険約款の定めるところにより、保険契約の変更の申込みをすることができる。
- 一 特約が付されていない保険契約への特約の追加
  - 二 保険金額の増額
  - 三 家族保険又は夫婦年金保険の保険契約に付されている特約に係る被保険者への配偶者たる被保険者の追加
  - 四 前三号に掲げるもののほか、特約において国が負担した危険を増加させる事項であつて政令で定めるもの
- 2 前項の申込みがあつた場合においてそれを承諾したときは、当該変更の契約（以下「特約変更契約」という。）は、申込みの日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生ずる。

**国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第十七号）（抄）**

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 国等 国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

二 職員 次に掲げる者をいう。

- イ 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者その他法令の規定により職務に専念する義務を免除された者、同法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者で政令で定める者その他常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定める者を含む。）
  - ロ 独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人以外の独立行政法人に常時勤務することを要する者（法令の規定により休業が認められた者その他政令で定める者を含む。）
- 三（五）（略）

**簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第四百十五号）（抄）**

附 則

1・2 （略）

3 昭和二十一年九月三十日以前に効力が発生した簡易生命保険契約について払い込むべき保険料は、保険約款の定めるところにより、その取立を停止することができる。

4 前項の規定により取立を停止した保険料は、当該保険契約について保険金又は還付金を支払う場合において、支払金額から控除する。

**簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第十八号）（抄）**

附 則

1 （略）

2 この法律の施行前に効力が発生した簡易生命保険契約に係る保険料の計算の基礎及び保険金の倍額支払については、なお従前の例による。

**簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第十号）（抄）**

附 則

1 （略）

2 簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第十八号）の施行前に効力が発生した簡易生命保険契約でその保険金の支払の事由がこの法律の施行後に発生するものに係る保険金の倍額支払については、簡易生命保険法の一部を改正する法律附則第二項の規定にかかわらず、同法による改正後の簡易生命保険法第三十一条の規定を適用する。

簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十七号）（抄）

附則

1 （略）

2 改正後の第三十一条第一項の規定は、この法律の施行後に発生した同項に規定する事由に因る保険金の支払から適用する。  
3 （略）

簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十四号）（抄）

附則

1 （略）

2 改正後の第三十九条の規定は、この法律の施行後に発生した同条に規定する事由に因る還付金の支払から適用する。

簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第四十一号）（抄）

附則

1 （略）

2 この法律の施行前に効力が発生した家族保険の簡易生命保険契約については、なお従前の例による。

簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第五十九号）（抄）

附則

1 （略）

2 この法律による改正後の第二十三条の二及び第二十五条の二（第三十七条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前に簡易生命保険契約（以下「保険契約」という。）の申込み又は保険契約の改定の申込みがあつた場合には、適用しない。  
3 この法律による改正前の第二十五条第三項の規定は、この法律の施行前に申込みを受けた保険契約については、なおその効力を有する。

簡易生命保険法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第二十二号）（抄）

附則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年六箇月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十七条の改正規定、第二十九条を削り、第二十八条の二を第二十九条とする改正規定、第二十九条の二及び第二十九条の三を削る改正規定並びに第三十三条の二、第三十六条、第三十六条の二、第三十九条第一項、第四十五条第一項及び第四十六条の改正規定は、公布の日から起算して六箇月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この法律の施行の際現に改正前の第十一条の二第一項ただし書の規定に基づいて指定された保険金受取人がある場合における保険金の受取りについては、なお従前の例による。
- 3・4 （略）
- 5 第三十九条第一項の改正規定の施行の際現に第三十八条第一項ただし書の規定に基づいて指定の変更をしない旨の意思が国に対して表示された保険金受取人がある場合における還付金の支払の請求については、なお従前の例による。
- 6 （略）

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

- 2 （略）
- 3 この法律において「投資顧問業者」とは、第四条の登録を受けて投資顧問業を営む者をいう。
- 4 この法律において「投資一任契約」とは、次に掲げる契約をいう。
  - 一 投資顧問業者が、顧客から、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき当該顧客のため投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約
  - 二 投資顧問業者が、顧客から、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき当該顧客のため投資を行うのに必要な権限を委任されること並びに当該一任された投資判断及び当該委任された権限の全部又は一部を政令で定める者に再委任することを内容とする契約

5 13 （略）

金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2 5 (略)

6 この法律において「金融先物取引所」とは、次条の規定により内閣総理大臣の免許を受けて金融先物市場を開設する金融先物会員制法人又は株式会社をいう。

7 15 (略)

### 簡易生命保険法の一部を改正する法律(平成二年法律第五十号)(抄)

#### 附則

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に支払の事由が発生した保険金の支払については、なお従前の例によるものとし、簡易生命保険法(以下「新保険法」という。)第四章の規定は、当該保険金に係る保険金受取人についても、適用する。

2 この法律の施行前に効力が生じた終身保険、定期保険又は養老保険の簡易生命保険契約(以下「保険契約」という。)であつてこの法律の施行の際現に年齢十年に満たない者を被保険者とするものは、保険契約者を保険契約者の指定した保険金受取人とする保険契約とみなす。

3 この法律の施行前に効力が生じた家族保険の保険契約(特約に係る部分を除く。)については、新保険法第三十三条第二項第二号中「保険金の支払の事由に係る被保険者の遺族」とあるのは、「主たる被保険者の配偶者、子たる被保険者又は保険金の支払の事由に係る被保険者の遺族」とする。この場合において、保険金受取人となる者が数人あるときは、同号に掲げる順序により先順位にある者を保険金受取人とし、主たる被保険者の配偶者及び子たる被保険者は、保険金の支払の事由に係る被保険者の遺族とみなして、同条第四項の規定を適用する。

4 新保険法第五十一条の規定により支払う保険金であつてこの法律の施行前に効力が生じた保険契約に係るものの保険金額については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に効力が生じた保険契約については、この法律による改正前の簡易生命保険法(以下「旧保険法」という。)第五十条の規定は、なおその効力を有する。

6 旧保険法第五十八条から第六十七条までの規定(次条の規定による廃止前の郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)第四十一条において準用する場合を含む。)により簡易生命保険郵便年金審査会が行つた審査の申立ての受理、審査の申立てに係る裁決その他の手続は、簡易生命保険審査会が行つた審査の申立ての受理、審査の申立てに係る裁決その他の手続とみなす。

(用語の定義)

第五条 この条から附則第九条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 郵便年金 旧年金法第二条に規定する郵便年金をいう。

- 二 郵便年金契約 旧年金法第二条の二に規定する郵便年金契約をいう。
- 三 年金契約 昭和五十六年九月一日以後に効力が生じた郵便年金契約をいう。
- 四 旧年金契約 昭和五十六年八月三十一日以前に効力が生じた郵便年金契約をいう。
- 五 終身年金 旧年金法に規定する終身年金又は郵便年金法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律六十二号）附則第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第二項の規定による改正前の郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第二十五号。以下「昭和五十六年改正法」という。）附則第十一条に規定する終身年金をいう。
- 六 定期年金 旧年金法に規定する定期年金をいう。
- 七 夫婦年金の年金契約 旧年金法第五条第三項の規定により、年金の支払の事由が発生した日（以下「年金支払事由発生日」という。）以後に年金受取人が死亡してもなお年金契約者の指定した年金受取人の配偶者（以下「指定配偶者」という。）の死亡に至るまでその者に継続して年金を支払うことを約した終身年金の年金契約をいう。
- 八 有期保証期間付年金契約 旧年金法第五条第三項の規定により、年金支払事由発生日から一定の期間内に年金受取人が死亡してもなおその残存期間中年金契約者若しくは年金受取人の指定した者又はこれらの者が不在ときは旧年金法第二十二条に規定する者（以下「有期年金継続受取人」と総称する。）に継続して年金を支払うことを約した年金契約をいう。
- 九 特別還付金受取人 年金契約者の指定した返還金受取人であつて次に掲げるものをいう。
  - イ 年金契約者が指定の変更をしない旨の意思を国に対して表示した返還金受取人
  - ロ 年金の支払の事由が発生している年金契約に係る返還金受取人
- 十 特別年金継続受取人 次に掲げる有期年金継続受取人をいう。
  - イ 年金契約者の指定した有期年金継続受取人であつて年金の支払の事由が発生している年金契約に係るもの（八に掲げる有期年金継続受取人に該当するものを除く。）
  - ロ 年金受取人の指定した有期年金継続受取人であつて年金受取人が指定の変更をしない旨の意思を国に対して表示したもの（八に掲げる有期年金継続受取人に該当するものを除く。）
- 八 この法律の施行の日の前日において現に年金を受け取るべき有期年金継続受取人であつて年金契約者又は年金受取人の指定したものの
  - 二 この法律の施行の日の前日において現に年金を受け取るべき有期年金継続受取人であつて旧年金法第二十二条に規定するもの
- 十一 夫婦年金特約 夫婦年金の年金契約に付されている年金特約であつて、旧年金法第五条の二第三項の規定により、指定配偶者に係る保険事故（不慮の事故若しくは第三者の加害行為により受けた傷害又はかかった疾病をいう。以下同じ。）について給付金を支払うことを約したものをいう。
- 十二 旧終身年金 昭和五十六年改正法第一条の規定による改正前の旧年金法（以下「昭和五十六年改正前の旧年金法」という。）に規定する保証期間即時終身年金若しくは保証期間付すえ置終身年金又は旧年金法附則第四項の規定によりなお従前の例によるものとされる年金の種類のうち政令で定めるものをいう。
- 十三 旧定期年金 昭和五十六年改正前の旧年金法に規定する定期年金又は旧年金法附則第四項の規定によりなお従前の例によるものとされる年金の種類のうち政令で定めるものをいう。

十四 年金特約、年金特約変更契約、年金契約者、年金受取人、返還金受取人、掛金、給付金、返還金又は年金証券 それぞれ旧年金法に規定する特約、特約変更契約、年金契約者、年金受取人、返還金受取人、掛金、給付金、返還金又は年金証券をいう。

十五 年金保険契約 附則第七条第一項から第三項までの規定により保険契約となった年金契約をいう。

十六 旧年金保険契約 附則第七条第四項の規定により保険契約となった旧年金契約をいう。

(施行前の年金契約の申込み等)

第六条 この法律の施行前に受けた年金契約又は年金特約変更契約の申込みに対する承諾並びに承諾した場合における年金契約又は年金特約変更契約の成立及びその効力の発生については、なお従前の例による。この法律の施行前に旧年金法第十九条の規定によりその効力を失った年金契約の復活についても、同様とする。

2 次に掲げる年金、給付金及び返還金の支払については、なお従前の例による。

一 この法律の施行前に支払の事由が発生した年金であつて、年金支払事由発生日からこの法律の施行の前日までの期間に係るもの

二 この法律の施行前に生じた保険事故に係る給付金

三 この法律の施行前に支払の事由が発生した返還金

3 前項の規定による給付金又は返還金は、支払に関する事務及び日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)その他の法令の規定の適用については、それぞれ新保険法の規定による保険金又は還付金とみなす。

(郵便年金契約の取扱い)

第七条 次の各号に掲げる年金契約(前条第一項の規定により申込みの日において効力が生じ、若しくは変更されたものとみなされる年金契約又は初めからその効力を失わなかつたものとみなされる年金契約を含み、年金特約に係る部分を除く。)は、この法律の施行の日において、それぞれ当該各号に定める保険契約(特約に係る部分を除く。)となるものとする。この場合において、旧年金法の規定によつてした返還金受取人又は有期年金継続受取人の指定は、特別還付金受取人及び特別年金継続受取人の指定を除き、その効力を失うものとする。

一 終身年金の年金契約(夫婦年金の年金契約を除く。) 年金契約者を保険契約者とし、年金受取人を被保険者とする終身年金保険の保険契約

二 定期年金の年金契約 年金契約者を保険契約者とし、年金受取人を被保険者とする定期年金保険の保険契約

三 夫婦年金の年金契約 年金契約者を保険契約者とし、年金受取人を主たる被保険者とし、指定配偶者を配偶者たる被保険者とする夫婦年金保険の保険契約

四 有期保証期間付年金契約 新保険法第六十九条第三項の規定による年金の支払を約した保険契約

2 前項各号に掲げる年金契約に付されている年金特約は、この法律の施行の日において、それぞれ当該各号に定める保険契約に付されている特約(夫婦年金特約にあつては、配偶者たる被保険者を特約に係る被保険者とする特約)となるものとする。

3 第一項の規定の適用については、次の各号に掲げる日がこの法律の施行前である場合には、当該各号に掲げる日に当該各号に定める者が年金契約者の年金契約による権利義務を承継していたものとみなす。

一 年金支払事由発生日 年金受取人

二 年金受取人が死亡した日(夫婦年金の年金契約に限る。) 指定配偶者

4 次の各号に掲げる旧年金契約は、この法律の施行の日において、それぞれ当該各号に定める保険契約となるものとする。

- 一 旧終身年金の旧年金契約 年金契約者を保険契約者とし、年金受取人を被保険者とする終身年金保険の保険契約
- 二 旧定期年金の旧年金契約 年金契約者を保険契約者とし、年金受取人を被保険者とする定期年金保険の保険契約
- 5 第一項、第二項及び前項の場合において、年金又は特約に係る保険金の支払、保険料の払込みその他保険契約による権利義務は、この法律による改正後の簡易生命保険法（以下「平成二年改正保険法」という。）又はこの附則に別段の定めがあるもののほか、年金又は給付金の支払、掛金の払込みその他年金契約又は旧年金契約による権利義務として国及び年金契約者が約したところによる。
- 6 この附則に別段の定めがあるもののほか、旧年金法（昭和五十六年改正法附則第二条第二項の規定によりなおその例によるものとされた昭和五十六年改正前の旧年金法を含む。）の規定によつてした掛金の払込み、年金、給付金若しくは返還金の支払、剰余金の分配その他の行為又は年金契約者に交付された年金証書は、平成二年改正保険法の相当する規定によつてした保険料の払込み、年金、特約に係る保険金若しくは還付金の支払、剰余金の分配その他の行為又は保険契約者に交付された保険証書とみなす。
- 7 年金保険契約においては、保険契約者の請求があるときは、前項の規定により保険証書と引換えに保険証書を交付する。旧年金保険契約においても、同様とする。  
（年金保険契約に関する特例）
- 第八条 前条第二項の規定により平成二年改正保険法に規定する特約となつた年金特約が付されている年金保険契約（夫婦年金保険の年金保険契約、旧年金法の規定により年金契約者以外の者を返還金受取人に指定した年金保険契約及び年金の支払の事由が発生している年金保険契約を除く。）は、平成二年改正保険法第三十五条第一項ただし書の規定により保険金受取人として保険契約者（年金契約者が数人ある場合において、旧年金法の規定によりそのいずれかの者を返還金受取人に指定した年金保険契約にあつてはそのいずれかの者）を指定してその旨を国に対して表示した年金保険契約とみなす。
- 2 夫婦年金保険の年金保険契約のうち保険契約者を主たる被保険者とし、ないもの（以下この条において「特例夫婦年金保険の年金保険契約」という。）においては、保険契約者は、主たる被保険者に年金保険契約による権利義務を承継させることができる。ただし、当該年金保険契約に配偶者たる被保険者を特約に係る被保険者とする特約が付されている場合にあつては、配偶者たる被保険者の同意を得なければならぬ。
- 3 新保険法第五十七条第五項の規定は、前項の承継について準用する。
- 4 特例夫婦年金保険の年金保険契約においては、年金支払事由発生日に、新保険法第三十四条第二項の規定による年金受取人が保険契約者の年金保険契約による権利義務を承継する。
- 5 特例夫婦年金保険の年金保険契約については、新保険法第六十五条の規定は、適用しない。
- 6 年金保険契約において、特別還付金受取人があるときは、新保険法第六十九条第一項中「保険契約者」とあるのは、「簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第五十号）附則第五条第九号に規定する特別還付金受取人（以下単に「特別還付金受取人」という。）」と、新保険法第七十八条第一項中「又は年金受取人」とあるのは、「年金受取人又は特別還付金受取人」と、新保険法第一百一条第一項中「及び保険金受取人」とあるのは、「保険金受取人及び特別還付金受取人」とする。ただし、特別還付金受取人が還付金の支払の事由が発生するまでに死亡したとき以後又は故意に被保険者を殺したとき以後は、この限りでない。
- 7 前条第一項第四号の規定により新保険法第六十九条第三項の規定による年金の支払を約したものとされる年金保険契約において、特別年金継続受取人があるときは、同項の規定による年金は、同項に規定する保険契約者に代えて、特別年金継続受取人に支払う。ただし、次に掲げる事由が生じたとき以後は、この限りでない。

一 特別年金継続受取人が死亡したとき。

二 特別年金継続受取人（附則第五十条イ又はロに掲げる者に限る。）が故意に被保険者を殺したとき。

三 特別年金継続受取人（附則第五十条ニに掲げる者に限る。）が次に掲げる者となつたとき。

イ 年金受取人の配偶者であつた者であつて新たに婚姻した者（届出がなくても事実上婚姻関係と同様の事情に入つた者を含む。）

ロ 年金受取人の子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつた者であつてその親族関係の消滅した者

8 前項の場合において、新保険法第三十六条第一項中「又は保険金受取人が」とあるのは「、保険金受取人又は簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第五十号）附則第五十条に規定する特別年金継続受取人（以下単に「特別年金継続受取人」という。）が」と、「又は保険金受取人を」とあるのは「、保険金受取人又は特別年金継続受取人を」と、新保険法第三十七条中「保険契約者」とあるのは「保険契約者又は特別年金継続受取人」と、新保険法第七十八条第一項中「又は年金受取人」とあるのは「、年金受取人又は特別年金継続受取人」と、新保険法第一百条第一項中「及び保険金受取人」とあるのは「、保険金受取人及び特別年金継続受取人」とする。

9 年金保険契約については、旧年金法第三十四条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、年金、特約に係る保険金、還付金（特約に係るものを除く。）又は年金特約に係る返還金とみなす。

（旧年金保険契約に関する特例）

第九条 旧年金保険契約に係る年金又は還付金の支払、剰余金の分配、保険料の還付、保険契約者等に対する貸付けその他の取扱いについては、新保険法第二章（第二十四条第二項を除く。）の規定を適用せず、昭和五十六年改正前の旧年金法第二章（昭和二十四年五月三十一日以前に効力が生じた旧年金契約にあつては、昭和五十六年改正前の旧年金法第二章及び附則第四項）の郵便年金の例による。この場合において、分配すべき剰余金は、新保険法第八十条の規定による契約者配当金とみなす。

2 （略）

### 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律第七十二号）（抄）

第五条 交付し又は交付すべきであつた配分金の全部又は一部が、当該配分期間経過後に返還され又は交付できなくなつたときは、当該返還され又は交付できなくなつた配分金は、当該返還され又は交付できなくなつた日の属する配分期間の寄附金に充てるものとする。

2 配分期間の末日において、配分金とならなかつた寄附金があるときは、これを当該配分期間の次の配分期間の寄附金に充てるものとする。

（寄附金の経理等）

第六条 （略）

2 前項の規定により運用した結果生じた利子その他の収入金は、当該利子その他の収入金が生じた日の属する配分期間の次の配分期間の寄附金に充てるものとする。

第七条 公社は、配分期間ごとに寄附金に関する経理状況を公表するものとする。

（認可等）

第七条の二 公社は、第四条第二項の決定をしようとするとき又は同条第三項に規定する事項を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 総務大臣は、前項の認可をしようとするときは、関係行政機関の長と協議し、かつ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

（総務省令への委任）

第八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（罰則）

第九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 （略）

二 第七条の二第一項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

### 簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成四年法律第五十四号）（抄）

附則

1 （略）

（特約に関する経過措置）

2 改正前の第六条に規定する傷害特約又は疾病傷害特約（以下「旧特約」という。）であつてこの法律の施行前に効力が生じたもの（この法律の施行前に受けた保険契約の申込み、変更の申込み又は復活の申込みに係る旧特約を含む。）については、なお従前の例による。

3 改正後の第二十条第三項の規定の適用については、旧特約に係る保険金額は、同項第一号に掲げる特約の区分に係る保険金額であり、かつ、同項第二号に掲げる特約の区分に係る保険金額であるものとみなす。

（定期保険に関する経過措置）

4 第二章第四節中第四十七条の次に一条を加える改正規定（第四十七条の二第一項及び第二項に係る部分に限る。）の施行前に効力が生じた定期保険の保険契約については、改正後の第四十七条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成五年法律第五十七号）（抄）

附則

1 （略）

（経過措置）

2 この法律による改正前の第五十四条の規定は、この法律の施行前に効力が発生した簡易生命保険契約については、なおその効力を有する。

簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成六年法律第五十九号）（抄）

附 則

1 （略）

（経過措置）

- 2 この法律の施行前に効力が発生した終身保険の簡易生命保険契約については、改正後の第三十九条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 （略）

- 3 この法律において「生命保険会社」とは、保険会社のうち第三条第四項の生命保険業免許を受けた者をいう。

4 ～ 7 （略）

- 8 この法律において「外国生命保険会社等」とは、外国保険会社等のうち第百八十五条第四項の外国生命保険業免許を受けた者をいう。

9 ～ 27 （略）

（生命保険会社における保険契約者等の先取特権）

第百十七条の二 生命保険会社にあつては、保険契約者（再保険に係る保険契約者を除く。）は被保険者のために積み立てた金額につき、次に掲げる権利（再保険に係る権利を除く。）を有する者はその権利の額につき、それぞれ当該生命保険会社の総財産の上に先取特権を有する。

一 保険金請求権

二 損害をてん補することを請求する権利（前号に掲げるものを除く。）

三 返戻金、剰余金、契約者配当に係る配当金その他の給付金（保険金を除く。）を請求する権利

2 （略）

郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律（平成八年法律第七十二号）（抄）

（寄附金の処理）

第三条 (略)

2 公社は、前項の規定により募集期間が経過した日において払い出した金額を合計した金額と当該募集期間に係る次条及び第五条第二項の金額の合計額(以下「寄附金」という。)について、民間災害救援事業の実施に必要な費用に充てるため寄附金の配分を希望する民間災害救援団体を公募し、その申請を受けた上、第一条に規定するこの法律の目的に適合するよう、当該寄附金を配分すべき団体(以下「配分団体」という。)及び配分団体ごとの配分すべき額を決定し、その内容を公表するものとする。この場合において、公社は、当該寄附金の額から、当該寄附金の取りまとめのため公社において特に要した費用の額並びに当該寄附金の額(次条の規定により寄附金に充てられた額を除く。)の百分の一・五に相当する額を限度として寄附金の管理並びに配分に係る寄附金(以下「配分金」という。)の交付及び配分金の使途の監査のため公社において特に要する費用の額を差し引くことができる。

3 5 (略)

(認可等)

第六条の二 公社は、第三条第二項の決定をしようとするとき又は同条第三項に規定する事項を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 総務大臣は、前項の認可をしようとするときは、関係行政機関の長と協議し、かつ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。

(総務省令への委任)

第七条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(罰則)

第八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第六条の二第一項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)(抄)

(定義)

第二条 (略)

2 6 (略)

7 この法律において「特定社債」とは、この法律の規定により特定目的会社が行う割当てにより発生する当該特定目的会社を債務者とする金銭債権であつて、第二百二十二条第一項各号に掲げる事項に従い償還されるものをいう。

8 18 (略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)(抄)

## 附則

(簡易生命保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 前条の規定による改正後の簡易生命保険法(以下この条において「新保険法」という。)第四十八条第二項(新保険法第六十条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第五十一条、第五十二条(新保険法第六十三条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第六十七条第一項及び第七十五条の規定は、それぞれ施行日以後に発生した新保険法第四十八条第二項に規定する事由による契約の失効、新保険法第五十一条に規定する事由による保険金の支払並びに新保険法第五十二条、第六十七条第一項及び第七十五条に規定する事由による保険金の削減から適用する。

2 前項の場合において、施行日前に効力が生じた簡易生命保険契約については、新保険法第四十八条第二項中「感染症(以下「特定感染症」という。)」とあるのは「感染症(以下「特定感染症」という。)」若しくは同法附則第三条の規定による廃止前の伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号。以下「旧伝染病予防法」という。)第一条第一項の伝染病(特定感染症を除く。)」と、新保険法第五十一条第一項、第五十二条第一項及び第二項並びに第七十五条第一項中「特定感染症」とあるのは「特定感染症若しくは旧伝染病予防法第一条第一項の伝染病(特定感染症を除く。)」と、新保険法第五十一条第二項、第五十二条第四項、第六十七条第一項及び第七十五条第三項中「特定感染症」とあるのは「特定感染症及び旧伝染病予防法第一条第一項の伝染病(特定感染症を除く。)」と、新保険法第五十二条第三項及び第七十五条第二項中「特定感染症」とあるのは「旧伝染病予防法第一条第一項の伝染病」とする。

## 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 (略)

(役員の職務及び権限)

第十九条 (略)

2 個別法で定める役員(法人の長を除く。)は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長が欠員のときはその職務を行う。

3 (略)

(役員の欠格条項)

第二十二条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員の解任)

第二十三条 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

24 (略)

(中期目標)

第二十九条 (略)

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。)

二五 (略)

3 (略)

(中期計画)

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

三 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

四 短期借入金限度額

五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

35 (略)

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。)の同条第二項第六号の剰余金の使途に充てることができる。

4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 (略)

(報告及び検査)

第六十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2・3 (略)

### 日本郵政公社法施行法(平成十四年法律第九十八号)(抄)

附則

(簡易生命保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 第四十八条の規定による改正前の簡易生命保険法(以下この条において「旧保険法」という。)の規定により締結された旧保険法第五条、第六条、第六十二条又は第六十五条に規定する簡易生命保険契約(次項及び第三項において「保険契約」という。)、簡易生命保険特約、保険金額の増額等変更契約(次項において「増額等変更契約」という。)、又は特約変更契約は、それぞれ、新保険法第五条、第六条、第六十二条又は第六十五条に規定する簡易生命保険契約、簡易生命保険特約、保険金額の増額等変更契約又は特約変更契約とみなす。

2 施行日前に効力が生じた保険契約及び増額等変更契約については、新保険法第五十六条第一項、第四項及び第五項(これらの規定を新保険法第六十三条において準用する場合を含む。)(中「保険約款の定める期間」とあるのは、「一年」とする。)

3 施行日前に効力が生じた保険契約について、旧保険法第七十八条第一項の規定により分配された剰余金又は分配すべき剰余金は、新保険法第七十八条第一項の規定に基づき分配された契約者配当金又は分配すべき契約者配当金とみなして、新保険法の規定を適用する。

4 旧保険法第八十四条の規定に基づき貸付金の弁済に充てられた証券又は証書につき、施行日の前日までにその表示する金額による決済ができなかったもの又は払渡しを受けることができなかったものについては、なお従前の例による。

### 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)(抄)

(免許)

第三条 信託業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない。

(免許)

第五十三条 第三条の規定にかかわらず、外国信託業者は、当該外国信託業者が国内における信託業の本拠として設ける一の支店(以下「主たる支店」という。)(について内閣総理大臣の免許を受けた場合に限り、当該主たる支店及び当該外国信託業者が国内において設ける他の支店において信託業を営むことができる。

2・9 (略)

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十八号）（抄）

附 則

（郵便貯金法の一部改正）

第六条 郵便貯金法の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号中「自己」を「沖縄県の区域における自己」に改め、「住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第二十二條の二及び第二十二條の三の規定又は」を削り、「第十九條第六項において準用する住宅金融公庫法第二十二條の二」を「第十九條第六項」に改める。

第六十條中「住宅金融公庫又は」及び「住宅金融公庫法第十七條第一項、第二項、第五項、第十一項若しくは第十二項又は」を削る。

（郵便貯金法の一部改正に伴う経過措置）

第七條 旧住宅積立郵便貯金は、前條の規定による改正後の郵便貯金法（第六十條を除く。）の規定の適用については、同法第七條第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金とみなす。

2 旧住宅積立郵便貯金については、旧郵便貯金法第六十條の規定は、なおその効力を有する。

会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

（定義）

第二條 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 （略）

三 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

四（三十四）（略）